

点検評価ポートフォリオ 横浜市立大学

2021 年 5 月

はじめに

横浜は、開港以来世界との窓口として、我が国の近代化をけん引し、日本最大級の人口を擁する政令指定都市に成長した。その過程では、大規模災害や戦争による被害、急速な都市化に伴う人口急増など、様々な困難に直面する度、市民の力でこれを克服し、今日の横浜を築き上げている。

横浜という都市とともに歩む本学は、地域に根ざした大学として、時代を担う人材の育成、多岐にわたる地域貢献、先進的な研究など、市民の期待に応える多くの成果を挙げるべく、また、県内唯一の医学部を擁する公立大学として、市民の健康と命を支える「最後の砦」として、医療の提供・医療人材の輩出を続けるべく、後述の「YCU ミッション」を掲げ、様々な取組みを実施している。

現代社会において大学を取り巻く環境は大きく変化し、少子高齢化の一層の進展による大学間競争の激化、社会の急速なグローバル化の進展への対応など、大学の存在意義が問われる環境が到来している。本学が国際都市横浜にふさわしい大学として時代の要請に応え、存在意義を発揮し続けるため、グローバルな視野をもって活躍できる人材を育成し、都市課題や市民生活に密着した課題の解決に引き続き取り組むことに加え、自らの強みや特色を更に伸ばし、厳しい社会情勢の中でも学生や研究者に選ばれ、市民からの一層の信頼を得る大学となるため、第3期中期目標・中期計画にて新学部の設置と既存学部の再編を掲げ、平成30年にデータサイエンス学部及び医学研究科看護学専攻博士後期課程を設置、平成31年に国際総合科学部を再編し、国際教養学部、国際商学部、理学部を設置、さらに令和2年にデータサイエンス研究科を設置し、現在、5学部6研究科を擁する総合大学となった。

本学（法人）の取組みは、地方独立行政法人法に基づき、横浜市が設置する第三者評価機関である「横浜市公立大学法人評価委員会（以下、「法人評価委員会」とする）」において毎年度評価されている。また、学校教育法に基づき、平成21年度、平成27年度に大学機関別認証評価を受審し、いずれも「独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構」にて、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、評価基準を満たしていると評価を受けている。さらに、医学部医学科においては、平成28年度に医学教育分野別評価を「日本医学教育評価機構」にて受審し、評価基準に適合していることが認定されている（認定期間は平成30年4月から令和6年3月までの7年間）。

本学は本点検評価ポートフォリオの作成を通じ、法令適合性、特長及び課題を整理した。

- ・ 基準1において、第3期中期目標・中期計画において実施した学部・研究科の設置及び再編をはじめとする教育研究にかかる取組みについて、法令適合性の観点から自己評価を行った。
- ・ 基準2において、特に「教育」「研究」「グローバル」について、外部評価での指摘とその対応状況を整理し、教育研究の水準向上の取組状況について自己評価を行った。
- ・ 基準3において、全学的に進めている特長的な取組5つについて、その状況を整理し、自己評価を行った。

今般の大学機関別認証評価受審において明らかになった課題等については、速やかに学内に展開し改善に取り組むこととし、特長的な取組みについてはさらに進展させることで、YCU ミッションの達成に努めることとする。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事 (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関する事 (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関する事 (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 事務組織に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1「教育研究自己点検評価委員会及び教学IRにおける、教育水準向上に関する取組みについて」	37
取組み2「研究・産学連携推進センターにおける研究推進・支援に関する取組みについて」	38
取組み3「国際化推進に向けた各施策に関する取組みについて」	39
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	41
取組み1「データサイエンスの推進について」	43
取組み2「学際領域に関する取組みの推進について」	44
取組み3「先端医科学研究センター及び次世代臨床研究センターによるシームレスな研究の推進について」	45
取組み4「プラクティカル・イングリッシュを中心とした実践的な英語教育について」	46
取組み5「地域貢献活動の推進について」	47
認証評価共通基礎データ	48

大学の概要

(1) 大学名

横浜市立大学

(2) 所在地

金沢八景キャンパス：神奈川県横浜市金沢区瀬戸 22 番 2 号

福浦キャンパス：神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目 9 番

鶴見キャンパス：神奈川県横浜市鶴見区末広町 1 丁目 7 番地 29

舞岡キャンパス：神奈川県横浜市戸塚区舞岡町 641 番地 12

※なお、サテライトキャンパスとして、みなとみらいサテライトキャンパスを設置している

みなとみらいサテライトキャンパス：神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号 横浜ランドマークタワー7 階

(3) 学部等の構成

学部：国際教養学部、国際商学部、理学部、データサイエンス学部、医学部、
国際総合科学部（令和元年度より募集停止）

研究科：都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究科、
生命医科学研究科、データサイエンス研究科、医学研究科

その他の組織：（附置研究所）木原生物学研究所、先端医科学研究センター

（関連施設）学術情報センター、附属病院、附属市民総合医療センター

なお、「基準 1 法令適合性の保証」に示す関連資料名称について、学部・研究科の名称を下記のとおり記載する。

学部名	学部名略称	研究科名	研究科名略称
国際教養学部	教養	都市社会文化研究科	都社文
国際商学部	国商	国際マネジメント研究科	国マネ
理学部	理学部	生命ナノシステム科学研究科	生命ナノ
データサイエンス学部	DS 学部	生命医科学研究科	生命医科
医学部	医学部	データサイエンス研究科	DS 研究科
国際総合科学部	国総	医学研究科	医学研究科

(4) 学生数及び教職員数（令和 3 年 5 月 1 日現在）

学生：学部 4252 名、大学院 904 名

教員：773 名、助手：4 名、職員：3080 名（うち、病院部門職員を除く大学部門職員は 312 名）

(5) 理念と特徴

理念（YCU ミッション）：

国際都市横浜と共に歩み、教育・研究・医療分野をリードする役割を果たすことをその使命とし、
社会の発展に寄与する市民の誇りとなる大学を目指す。

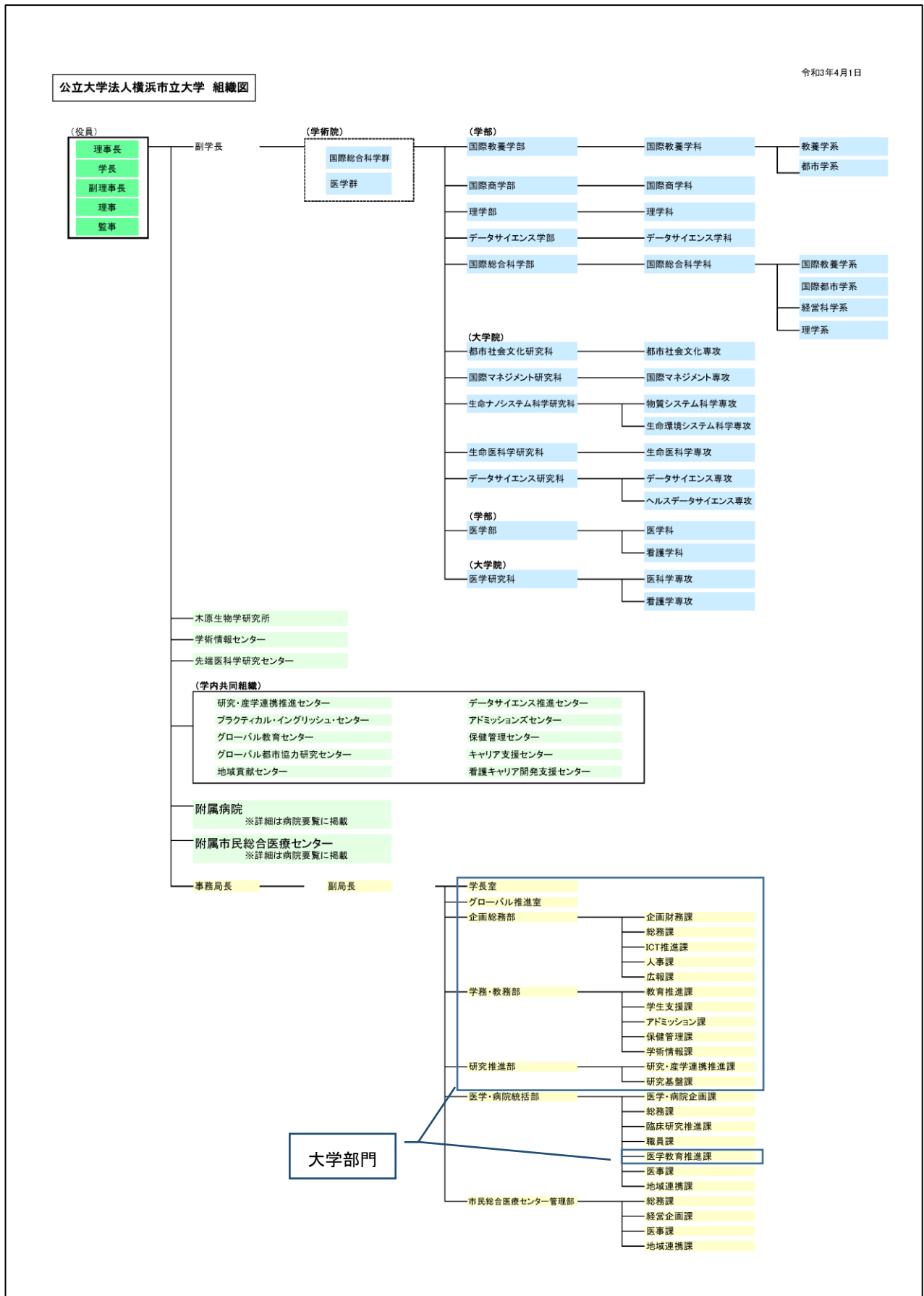
基本方針：

- ・横浜から世界へ羽ばたく人材育成
- ・知の創生・発信
- ・知的・医療資源の還元

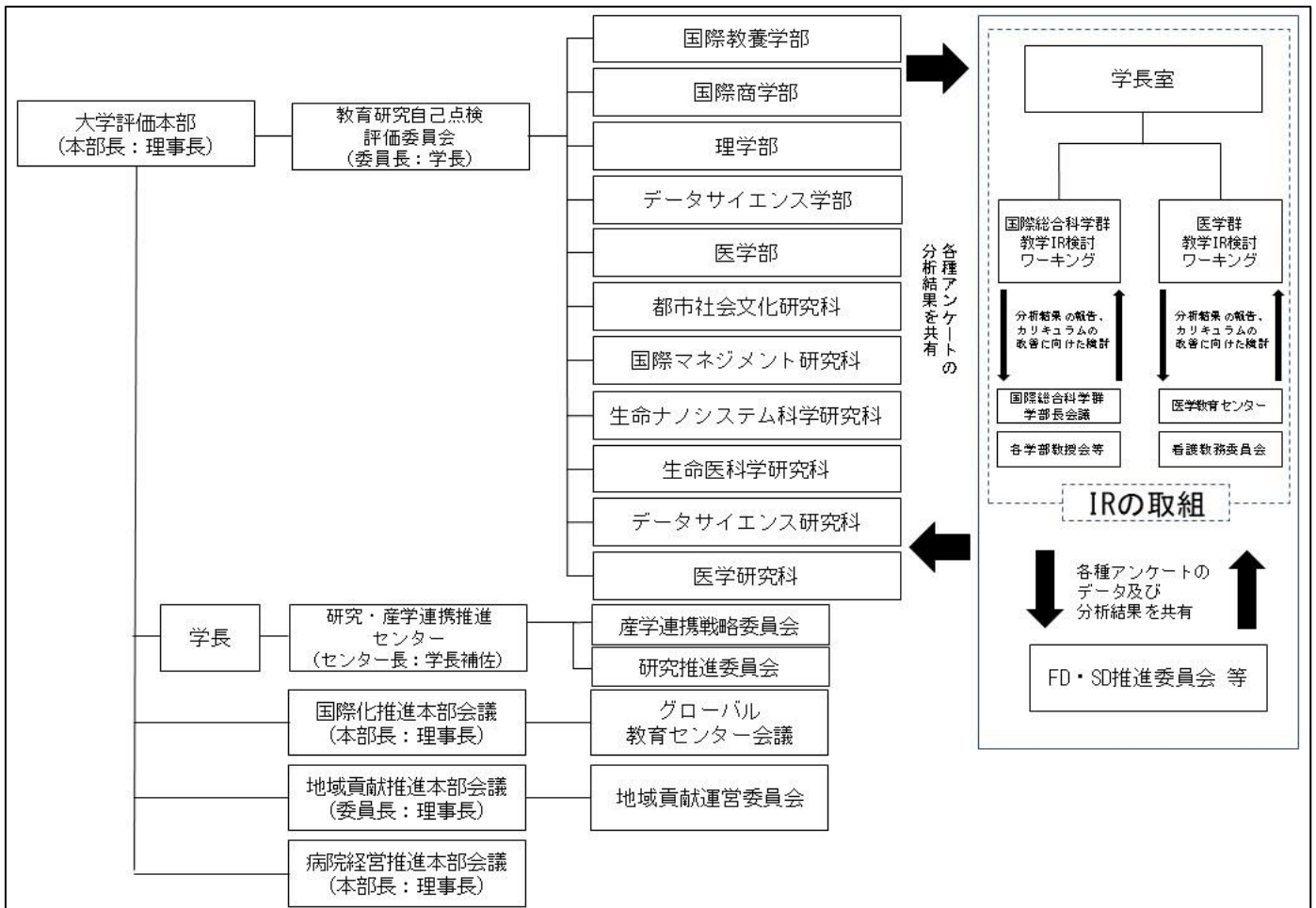
特徴：（3 つの特徴）

- ・教育プログラム：広い視野と専門知識から、自らの専門性を切り拓く
- ・地域貢献とグローバル：国際都市横浜で学び、世界に通用する力を身に付ける
- ・きめ細やかな学生支援：コンパクトだから、温かい距離感

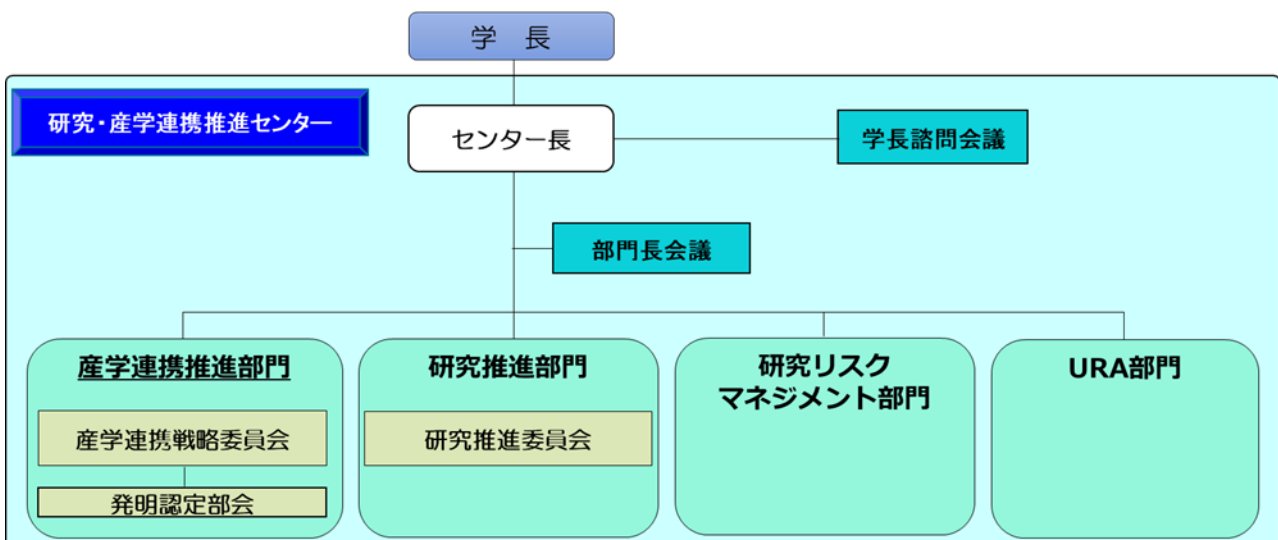
(6) 大学組織図



(7) 内部質保証体制図



【参考】研究・産学連携推進センター 部門体制図



大学の目的

(1) 学則

・横浜市立大学学則（以下、「学則」とする）

（目的）

第1条 横浜市立大学（以下「本学」という。）は、発展する国際都市・横浜とともに歩み、教育に重点を置き、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学として、教養教育と専門教育を有機的に結び付け、国際都市横浜にふさわしい国際性、創造性、倫理観を持った人材を育てるとともに、教育・研究・運営が、市民・横浜市・市内産業界及び医療の分野をはじめとする多様な市民社会の要請に迅速に応えることを目的とする。

・横浜市立大学大学院学則（以下、「大学院学則」とする）

（目的）

第1条 横浜市立大学大学院（以下「本大学院」という。）は、大学において学修した幅広い実践的教養と専門的教養を基礎として、専攻分野を究め、高い学識と実務能力を養い、高度の専門性が求められる職業を担うための専門知識を培い、国際社会及び地域社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 本学の目的

本学の目的は学則第 1 条に、学部ごとの目的は各学部通則に、それぞれ規定されている。平成 17 年度の公立大学法人化に際して、法人の設立団体である横浜市が法人の定款を作成するとともに、中期目標について第 1 期(平成 17～22 年度)、第 2 期(平成 23～28 年度)に続き、第 3 期(平成 29 年度～令和 4 年度)を定めている。定款では法人の目的が規定されており、中期目標においては、大学の基本的な目標及び目標を実現するための基本方針並びに大学の運営に関する目標等がより具体的に規定されている。また、中期目標で定められている大学の教育研究等の質の向上に関する目標の中に、学部ごとの目標も規定されている。

本法人が自らの強みや特色を伸ばし、学生や研究者から選ばれ、市民からの一層の信頼を得る大学を目指すことを目的に横浜市が定めた中期目標を実現するため、中期計画を策定している。現在は、第 3 期中期計画(平成 29 年度～令和 4 年度)に基づき、教育研究に取り組んでいる。また、中期計画に基づき各年度の年度計画を策定しており、記載した計画の実施状況は、横浜市により第三者委員会として設置されている法人評価委員会にて毎年度の評価と進捗確認がされている。

第 3 期中期計画においては、本学のミッションである「国際都市横浜と共に歩み、教育・研究・医療分野をリードする役割を果たすことをその使命とし、社会の発展に寄与する市民の誇りとなる大学を目指す」に基づき、教育と研究の一体化を引き続き推進しながら、豊かな教養、豊かな人間性、倫理観を養う人間教育の場とし、「横浜から世界へ羽ばたく」人材育成と知の創生・発信に取り組んでいくことを基本方針として掲げている。

また、横浜市立大学の存在意義は、市民をはじめとする地域社会などから、本学の教育・研究・医療が必要とされることである。そこで、本学の魅力を一層高めつつ、学生・市民・社会に対して本学が有する知的・医療資源の還元積極的に取り組んでいくことを計画として掲げている。特に教育面では、より専門性をもった人材、超スマート社会で活躍する人材を輩出するため、「データサイエンス学部の新設と国際総合科学部の再編」「大学の国際化を目指した留学生の受入拡充に向けた学修環境の整備」などに対して重点的に取り組むことを計画に掲げており、平成 30 年度にはデータサイエンス学部を開設し、平成 31 年度には国際総合科学部を再編し、国際教養学部、国際商学部、理学部の 3 学部を開設した。なお、令和 2 年度には、データサイエンス研究科を開設している。

2) 学部の構成及び収容定員について

本学の学士課程は、国際教養学部、国際商学部、理学部、データサイエンス学部及び医学部の 5 学部で構成しており、学部ごとの目的については各学部通則に規定されている。また、教員組織については学則第 55 条に規定されており、学部・研究科を担当する教員は、令和 3 年度 5 月時点で教授 135 名、准教授 102 名、講師 51 名、助教 114 名の計 402 名であり、このほかに助手 4 名を確保している(なお、附属病院、附属市民総合医療センター、プラクティカル・イングリッシュ・センター、保健管理センター、先端医科学研究センターの教員数については関連資料を参照)。これは大学設置基準第十三条に定める専任教員数を満たしており、適正な教員数となっている。非常勤講師は、専任教員のみだけでは対応が困難な分野について科目を担当している。さらに、収容定員については学則第 4 条に規定されており、収容定員に基づき学生数を適切に管理している。

【参考】各学部の収容定員及び入学者数(令和 3 年度)並びに学生数(令和 3 年度)について

学部名	学科名	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
国際教養学部	国際教養学科	270 人	288 人	1,080 人	886 人
国際商学部	国際商学科	260 人	273 人	1,040 人	823 人
理学部	理学科	120 人	123 人	480 人	388 人
データサイエンス学部	データサイエンス学科	60 人	63 人	240 人	253 人
医学部	医学科	90 人	90 人	540 人	548 人
	看護学科	100 人	106 人	400 人	418 人

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	学部の新設及び再編等、急速に進む時代の変化や学生の多様なニーズへ柔軟に対応し、本学の目的達成に向けた取組みを継続的に進めている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款第1条（目的） ・ 学則第1条（目的） ・ 第3期中期計画・中期目標 ・ YCU ミッション
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ YCU ミッション ・ 教育ポリシー ・ 研究ポリシー ・ 学則第1条（目的） ・ 国総通則第1条（学部の目的） ・ 教養通則第1条（学部の目的） ・ 国商通則第1条（学部の目的） ・ 理学部通則第1条（学部の目的） ・ DS学部通則第1条（学部の目的） ・ 医学部通則第1条（学部の目的）
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	（学校教育法第八十三条と同一）
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則第4条（学部、学科、収容定員）、第55条（教員組織） ・ 教員数については、認証評価共通基礎データ参照
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	学則第4条（学部、学科、収容定員）
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	該当なし
⑦	第十八条（収容定員） 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則第4条（学部、学科、収容定員） ・ 学部入試実施状況
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	（学校教育法第八十三条と同一）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 本学大学院の目的

本学大学院の目的は大学院学則第 1 条に、研究科の目的は各研究科通則に、それぞれ規定されている。学部と同様に、大学院についても中期計画に中期目標を達成するための取組みが策定されており、第 3 期中期計画においては、大学院教育に関する目標を達成するための取組みとして、「領域横断型研究に準拠した大学院教育の充実を図るとともに、各研究科で特徴となるテーマを設定し、研究の推進を図り、その成果を教育に活かした人材育成を行う。特に学部との連携を見据えた教育や社会人教育の充実を図る。」ことを掲げ、この計画を達成するため教職員一丸となって教育研究に取り組んでいる。この中期計画に基づき、本学では社会が求める高度なデータサイエンティスト育成のため、首都圏初のデータサイエンス学部(平成 30 年度開設)に続き、データサイエンス研究科を令和 2 年度に開設した。さらに医学研究科医科学専攻では、平成 30 年度より博士課程の入学定員増を行った。また、医学研究科看護学専攻では、平成 30 年度に看護学専攻博士後期課程を開設し、博士前期課程では令和 2 年度より定員増を行い、令和 3 年度からは助産師国家試験の受験資格を得られる助産学分野を開設するなど、医学研究科が目的とする人材輩出に寄与することをはじめとした、本学の目的を達成するための取組みを継続的に実施している。

また、中期計画に基づき各年度の年度計画を策定しており、記載した計画の実施状況を、横浜市により第三者委員会として設置されている法人評価委員会にて毎年度の評価と進捗確認がされている。

2) 研究科の構成及び収容定員について

本学の大学院は都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究科、生命医科学研究科、データサイエンス研究科及び医学研究科の 6 研究科で構成されており、研究科の目的は各研究科通則に規定されている。また、教員組織については大学院学則第 18 条に規定されており、学部・研究科を担当する教員は、令和 3 年度 5 月時点で教授 135 名、准教授 102 名、講師 51 名、助教 114 名の計 402 名であり、このほかに助手 4 名を確保している(なお、附属病院、附属市民総合医療センター、プラクティカル・イングリッシュ・センター、保健管理センター、先端医学研究センター等の教員数については関連資料を参照)。これは大学院設置基準第八条、九条及び九条の二に定める研究指導教員及び研究指導補助教員の数を満たしている。また、研究指導教員のみでは対応が困難な科目については、兼任教員を雇用している。なお、研究指導教員の 3 分の 2 以上が教授であり、大学院課程における研究指導を行うのに十分な体制が整えられており、適正な教員数となっている。さらに、収容定員については大学院学則第 6 条に規定されており、収容定員に基づき学生数を適切に管理している。

【参考】各研究科の収容定員及び入学者数(令和 3 年度)並びに学生数(令和 3 年度)について

研究科名	課程	専攻	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
都市社会文化研究科	博士前期	都市社会文化	20人	21人	40人	36人
	博士後期	都市社会文化	3人	5人	9人	16人
国際マネジメント研究科	博士前期	国際マネジメント	20人	24人	40人	44人
	博士後期	国際マネジメント	3人	0人	9人	6人
生命ナノシステム科学研究科	博士前期	物質システム科学	30人	26人	60人	55人
		生命環境システム科学	30人	24人	60人	49人
	博士後期	物質システム科学	5人	2人	15人	8人
		生命環境システム科学	5人	0人	15人	6人
生命医科学研究科	博士前期	生命医科学	40人	39人	80人	87人
	博士後期	生命医科学	10人	9人	30人	24人
データサイエンス研究科	博士前期	データサイエンス	20人	21人	40人	46人
		ヘルスデータサイエンス	12人	14人	24人	28人
	博士後期	データサイエンス	3人	3人	9人	6人
医学研究科	修士	医科学	20人	17人	40人	38人
	博士前期	看護学	25人	21人	50人	44人
	博士	医科学	80人	78人	320人	391人
	博士後期	看護学	6人	3人	18人	20人

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	研究科及び分野の新設や収容定員の増加等、本学の目的達成に向けた取組みを継続的に進めている。
改善を要する点	年度によって定員割れが発生してしまうことがあるため、入試広報について見直し、本学大学院の魅力を学生にアピールする必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則第1条（目的）
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則第1条（目的） ・ 都社文通則第2条（目的） ・ 国マネ通則第2条（目的） ・ 生命ナノ通則第2条（目的） ・ 生命医科通則第2条（目的） ・ DS研究科通則第2条（目的） ・ 医学研究科通則第2条（目的）
③	<p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則第3条（課程）、第4条（専攻）
④	<p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。</p> <p>2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする事ができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則第7条（修業年限及び在学期間）、第15条（修了の要件）、第31条の2（長期履修学生） ・ ディプロマポリシー（全研究科）
⑤	<p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする事ができる。</p> <p>3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする事ができる。</p> <p>4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする事ができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (大学院設置基準第三条と同一)
⑥	<p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則第6条（收容定員）、第18条（教員組織） ・ 教員数については、認証評価共通基礎データ参照
⑦	<p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。</p> <p>2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則第4条（専攻）
⑧	<p>第十条（收容定員） 收容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る收容定員を明示するものとする。</p> <p>3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を收容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則第6条（收容定員） ・ 大学院入試実施状況
⑨	<p>第二十三条の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (大学院設置基準第一条の二と同一)

□ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教授会

教授会については学則第75条及び第76条並びに第77条に、また教育研究関係の職員及び諸会議に関する規程に、それぞれ規定されている。さらに学部によっては教授会規程を定めている。国際教養学部、国際商学部、理学部、データサイエンス学部及び医学部では、教育に係る重要事項を審議するため、学部ごとに教授会を設置し、原則月1回開催している。なお、国際総合科学部については募集を停止しているが、在籍している学生のためのカリキュラム運営等のため、教授会に属する教員のうち一部の者をもって構成される代議員会を設置しており、教授会は年1回、代議員会は原則月1回開催している。また、学群として調整が必要な将来構想、人事、領域横断的な教育及び研究、並びに教育及び研究に係る予算及び決算に関する事項等については、原則月1回開催する各学群の調整会議及び運営会議にて審議することとしている。

各学群の特長に沿った取組みとして、国際総合科学群では、教務委員会、FD・SD推進委員会等が設置されており、カリキュラム、学生の成績・進級管理、授業評価アンケートの分析などの審議を通じてカリキュラムの明確化・体系化等の改善を図っている。また、医学群では医学部医学科に医学教育センターを設置し、カリキュラム等に関する事項について審議しており、看護学科では教育に関する重要事項を審議するため、「看護学科・看護学専攻合同運営会議・代議員会」を原則月1回開催している。なお、教養教育については、共通教養会議及び共通教養運営会議が設置され、カリキュラムの運営及び検討が行われている。

2) 教員組織

本学は、全学的な視点から、領域横断的な教育・研究や新たな課題に対し、臨機応変に対応していくための組織として平成23年4月に大学院を設置した。大学院には国際総合科学群と医学群の2学群を置いており、病院教員を含むすべての教員個人はいずれかの学群に所属し、その専攻分野に応じて

学部・研究科等に配置される。大学院の設置により、個々の教員の蛸壺化を防ぎ、学部・研究科の教員である以前に横浜市立大学の教員であるという意識のもとに連携し、市や地域の課題に即した学際的な教育と研究を行うといった意識の醸成と、「教育の質の保証」という観点から本学の各分野における教育の成果及び「強み、弱み」を検証し、「本学のあるべき姿」を検討できる体制を整えている。

各学部で授与する学位及び専任教員数については関連資料に示すとおりであり、大学設置基準第十三条に定める専任教員数を満たしている。本学の主要な授業科目は専任教員が担当しており、専任教員のみだけでは対応が困難な科目については非常勤講師を雇用している。また、年齢構成については、募集職位の設定や資格要件に実務経験年数を設ける等の工夫を行い、組織上のバランスを保つようになっている。さらに、本学では、金沢八景、福浦、鶴見及び舞岡の計4キャンパスでそれぞれ適正な教員数を配置しており、各キャンパスにおける教育・研究に支障をきたすことはない。

本学における教員採用は、教員人事の活性化、適正化を図るため学長の諮問機関として人事委員会を設置し、審議を行っている。人事委員会は学外の有識者を含めた委員6名をもって組織されており、さらに事前の審査・選考を行うため、人事委員会に、部局ごとの部会を設けている。部会では、採用の発議・書類選考のほか、面接や模擬授業を実施し、その過程において教育研究上の指導能力等の評価を行っている。教員採用は公募制を原則としており、必要に応じて国際公募を行うなど、広く人材を求める取組みを実施している。

一人ひとりの能力の向上により教員の教育力や研究力の更なる向上を図るとともに、結果として大学の各種活動の活性化を図ることを目的として教員評価(SD)制度を毎年度実施している。制度を運用する中で出てきた課題を踏まえ、教員のモチベーション向上のため、平成29年度から、評価結果を昇給や一時金に直接反映する仕組みから学長表彰に変更した。

令和2年度開講科目 専任率 ※一部学部は完成年度に達していないため、未開講科目あり

学部名	共通教養(講義) 科目数			共通教養(演習) 科目数			専門(講義) 科目数			専門(演習) 科目数		
	専任教員 担当科目数	専任教員 担当率		専任教員 担当科目数	専任教員 担当率		専任教員 担当科目数	専任教員 担当率		専任教員 担当科目数	専任教員 担当率	
国際教養学部	177	95	54%	2	2	100%	237	141	59%	3	3	100%
国際商学部	162	90	56%	2	2	100%	154	109	71%	2	2	100%
理学部	177	93	53%	2	2	100%	180	124	69%	0	0	0%
データサイエンス学部	212	119	56%	2	2	100%	96	76	79%	2	2	100%
国際総合科学部	212	117	55%	2	2	100%	469	291	62%	7	7	100%

医学部医学科	医学基礎教育科目 科目数		専門教育科目 科目数		
	専任教員 担当科目数	専任教員 担当率	専任教員 担当科目数	専任教員 担当率	
	7	4	57%	83	100%
医学部看護学科	専門支持科目 科目数		専門科目 科目数		
	専任教員 担当科目数	専任教員 担当率	専任教員 担当科目数	専任教員 担当率	
	20	13	65%	60	98%

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

大学院を設置し、領域横断的な取組みの推進体制を構築しており、それぞれの学群や学部・研究科の特性に合わせた体制についても整備できている。

改善を要する点

特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学則 第75条(教授会)、第76条(教授会の代議員会)、第77条(教授会の審議事項) ・教育研究関係の職員及び諸会議に関する規程 第2章(国総、教養、国商、理学部及びDS学部)、第4章(医学部) ・国総教授会規程 ・教養教授会規程 ・国商教授会規程 ・理学部教授会規程 ・DS学部教授会規程 ・医学部教授会については、教育研究関係の職員及び諸会議に関する規程 第4章(医学部)
	大学設置基準	
②	<p>第七条(教員組織) 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教員数(配置別・キャンパス別・年齢別)については、認証評価共通基礎データ及び教員数参照 ・教員管理職名簿 ・大学組織図 ・SD(Self-Development)制度規程
③	<p>第十条(授業科目の担当) 大学は、教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教(第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。)に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学則 第65条(教授)、第66条の1(准教授)2(講師)、3(助教)、第67条(助手)
④	<p>第十二条(専任教員) 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公立大学法人横浜市立大学人事委員会規程 ・認証評価共通基礎データ ・教員数(配置別・キャンパス別・年齢別)
⑤	<p>第十三条(専任教員数) 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。 ※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認証評価共通基礎データ ・教員数(配置別・キャンパス別・年齢別)

ロ 教員組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教授会 教授会については大学院学則第 23 条及び第 24 条並びに第 25 条に、また教育研究関係の職員及び諸会議に関する規程に、それぞれ規定されている。都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命医科学研究科及びデータサイエンス研究科では、教育に係る重要事項を審議するため、研究科ごとに教授会を、生命ナノシステム科学研究科及び医学研究科においては代議員会を設置し、原則月 1 回開催している。また、学群として調整が必要な将来構想、人事、領域横断的な教育及び研究、並びに教育及び研究に係る予算及び決算に関する事項等については、原則月 1 回開催する各学群の調整会議及び運営会議にて審議することとしている。</p> <p>2) 教員組織 本学は、全学的な視点から、領域横断的な研究や新たな課題に対し臨機応変に対応していくための組織として、平成 23 年 4 月に学術院を設置した。学術院には国際総合科学群と医学群の 2 学群を置いており、病院教員を含むすべての教員個人はいずれかの学群に所属し、その専攻分野に応じて、学部・研究科等に配置される。学術院の設置により、個々の教員の蛻化を防ぎ、学部・研究科の教員である以前に横浜市立大学の教員であるという意識のもとに連携し、市や地域の課題に即した学際的な教育と研究を行うといった意識の醸成と、「教育の質の保証」という観点から本学の各分野における教育の成果及び「強み、弱み」を検証し、「本学のあるべき姿」を検討できる体制を整えている。</p> <p>本学における各研究科で授与する学位及び学位ごとの専任教員数は、大学院設置基準第八条に定める専任教員数を満たしている。また、各研究科・専攻における管理職及び各種委員は関連資料に示すとおりであり、研究科長・専攻長の責任・指示の下で各委員が所管業務を行う体制となっている。なお、本学の研究科はそれぞれ基礎となる学部を有しており、研究科を担当する教員は原則として基礎となる学部での授業を担当している。ただし、融合領域となる学問分野については、学術院にて調整の上、基礎となる学部とそれぞれの研究科の関係性にこだわらず教員を配置するなど、学際領域の推進に向けた人員配置が可能となっている。</p>	<p>年齢構成については、募集職位の設定や資格要件に実務経験年数を設ける等の工夫を行い、組織上のバランスを保つようにしている。校地ごとに必要な教員数について、本学では金沢八景、福浦、鶴見及び舞岡の計 4 キャンパスで適正な教員数を配置しており、各キャンパスにおける教育研究に支障をきたすことはない。</p> <p>博士前期課程(修士課程)及び博士後期課程(博士課程)を担当する教員の資格については、各研究科において内規を定めており、各研究科で指導資格の審査をしたのち、人事委員会で確認することで、審査の公平性を確保している。指導資格に関する内規は、専攻分野の特性を考慮した審査基準を各研究科で検討し、各学群の調整会議で審議することで、審査基準の妥当性について確認している。また、大学院課程における教員数は関連資料に示すとおりであり、大学院設置基準第九条及び九条の二で定める研究指導教員及び研究指導補助教員の指導資格及びその数を満たしている。</p> <p>一人ひとりの能力の向上により教員の教育力や研究力の更なる向上を図るとともに、結果として大学の各種活動の活性化を図ることを目的として教員評価(SD)制度を毎年度実施している。制度を運用する中で出てきた課題を踏まえ、教員のモチベーション向上のため、平成 29 年度から、評価結果を昇給や一時金に直接反映する仕組みから学長表彰に変更した。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	学術院を設置し、領域横断的な取組みの推進体制を構築しており、それぞれの学群や学部・研究科の特性に合わせた体制についても整備できている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教員組織） 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>・教員数（配置別・キャンパス別・年齢別）については、認証評価共通基礎データ及び教員数参照 ・教員管理職名簿 ・大学組織図 ・SD (Self-Development) 制度規程 ・研究指導教員、研究指導補助教員の資格付与に関する内規</p>
②	<p>第九条（教員組織） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<p>(大学設置基準第八条と同一)</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	<p>(大学設置基準第八条と同一)</p>

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜</p> <p>本学では、学長の指示の下に学生募集、入学試験の厳正な実施、アドミッションポリシーの策定、並びにアドミッションに係る諸教育機関等との連携推進等について審議し、重要事項については教育研究審議会の議を経て決定している。アドミッションポリシーについては、本学ウェブサイト及び入学者選抜要項に掲載し、広く周知を行っている。事務作業など実務を掌るアドミッションズセンターは、教員をセンター長とし、事務職員は、部長、課長、係長、専門職及び課員で組織されている。</p> <p>入学者選抜の方法としては、一般選抜入学試験だけでなく、指定校制学校推薦型選抜、特別公募制学校推薦型選抜、総合型選抜等、多様な入学者選抜試験を実施している。</p> <p>2) 教育課程の編成方針及び編成方法</p> <p>本学では、教育上の目的を達成するため、学部ごとにカリキュラムポリシーを策定するとともに、カリキュラムポリシーに基づき必要な授業科目を開講している。</p> <p>国際教養学部、国際商学部、理学部、データサイエンス学部及び医学部では、平成17年度の法人化以降重視してきた、実践的な教養教育の中核プログラムである共通教養の科目群「共通教養科目」を置いている。これは、学部・学科の垣根を越え、本学の全学部生が履修する共通の科目群である。共通教養科目においてはグローバル社会の作業言語として「プラクティカル・イングリッシュ」や、自己の課題を認識させ、課題解決の技法の修得を目指した「教養ゼミ」などが必修科目として配置されており、これらは単に専門教育の前段階の予備知識を与えるものではなく、社会及び自己を見つめ直し、グローバル社会における自己の確立を醸成する科目と位置づけられている。</p> <p>国際総合科学部、国際教養学部、国際商学部、理学部及びデータサイエンス学部の授業科目は、主に「共通教養科目」「専門科目」で構成されている。医学部医学科の授業科目は「共通教養科目」「医学基礎教育科目」「専門教育科目」及び「自由科目」で構成されており、医学部看護学科は「共通教養科目」「専門支持科目」「専門科目」で構成されている。医学部医学科及び看護学科においては「他学部が開放する専門科目」を履修することができる。これは他学部の専門科目を学修</p>	<p>することで、専門的知識・技能をさらに深化させるとともに、他分野との融合を図ることを目的としている。医学部医学科以外の学部・学科では、卒業要件に含まれない修得単位は自由科目として取り扱うこととしている。</p> <p>さらに、本学は他大学との単位互換制度を設けており、他の大学の授業科目を履修することが教育上有益と認められる場合、教授会の議を経て、当該大学と協議の上、単位認定を行っている。</p> <p>3) 単位、成績評価基準等の明示及び単位授与</p> <p>本学の各授業科目の単位数については、学則別表1及び別表2に、1単位の授業科目における学修時間については、各学部通則に、それぞれ規定されている。また、授業時間については、学則第14条に学期について規定されており、各学期で必要な週数を確保している。</p> <p>成績評価基準等の明示について、授業の方法及び内容並びに授業計画は、電子シラバスを公開し、学生に明示している。また、シラバスにおいては「成績評価方法」を記載する欄を設けることにより、学生に対して評価方法を明示している。成績の評価と点数については、各学部通則において規定している。また、通則においては卒業に必要な単位数及び卒業要件を規定しているが、具体的な卒業要件(科目名、単位数、必修科目・選択科目などの条件)については各学部の履修規程で定めている。成績の評価と点数及び卒業要件については、学生に配布する履修案内に掲載し、各学部のオリエンテーションでも学生に対して説明の機会を確保している。</p> <p>4) 履修科目の登録の上限</p> <p>学則第40条に基づき、国際総合科学部、国際教養学部、国際商学部、理学部及びデータサイエンス学部では、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1学期あたりに履修科目として登録することができる単位数の上限は24単位と定めている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	多様な入学者選抜試験を実施し、様々な観点から優秀な学生の確保に努めている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アドミッションポリシー ・ 横浜市立大学アドミッション会議規程 ・ 学部・学科入試運営部要綱 ・ 入試調査部要綱 ・ 学部入試実施状況
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育方針、カリキュラムポリシー ・ 学則第36条（授業科目）、第37条（履修）、第38条（履修年限、履修規則）、第42条（共通教養科目）、第43条（専門科目等）、第43条の2（全学開放科目） ・ ウェブサイト各学部ページ 教養 国商 理学 DS学部 医学部医学科、看護学科
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>各学部履修規程（医学部を除く）においては下記条項に「専門科目の履修方法」を、別表に科目を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国総履修規程第2条、別表、教養履修規程第2条、別表、国商履修規程第2条、別表、理学部履修規程第2条、別表、DS学部履修規程第2条、別表 ・ 医学部履修規程第2条（専門科目）、別表1、医学部看護学科履修規程第2条（授業科目）
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 別表1及び別表2 <p>各学部通則においては下記条項に「単位」について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国総通則第4条（単位） ・ 教養通則第4条（単位） ・ 国商通則第3条（単位） ・ 理学部通則第3条（単位） ・ DS学部通則第3条（単位） ・ 医学部通則第4条（単位） ・ 医学部看護学科通則第2条（単位）
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 第14条（学期）、学年暦
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>（大学設置基準第二十二条と同一）</p>
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 第36条の2（メディアを利用して行う授業）
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子シラバス（公開用） <p>各学部通則においては下記条項に「成績評価」及び「卒業単位数及び卒業要件」を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国総通則 第10条、第11条、教養通則 第10条、第11条、国商通則 第8条、第9条、理学部通則 第8条、第9条、DS学部通則 第8条、第9条、医学部通則 第8条、第9条、医学部看護学科通則 第8条、第9条
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則第46条（単位）、第47条（単位認定及び授与）、第48条（他大学等での修得単位の認定等）、第49条（成績の評価） <p>各学部通則においては下記条項に「試験」及び「成績評価」を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国総通則 第9条、第10条、教養通則 第9条、第10条、国商通則 第7条、第8条、理学部通則 第7条、第8条、DS学部通則 第7条、第8条、医学部通則 第7条、第8条、医学部看護学科通則 第4条、第5条
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 第40条（履修科目の登録の上限） <p>各学部通則においては下記条項に「履修登録単位数の上限」を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国総通則 第5条、教養通則 第5条、国商通則 第4条、理学部通則 第4条、DS学部通則 第4条

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

本学では、学長の指示の下に学生募集、入学試験の厳正な実施、アドミッションポリシーの策定、並びにアドミッションに係る諸教育機関等との連携推進等について審議し、重要事項については教育研究審議会の議を経て決定している。アドミッションポリシーについては、本学ウェブサイト及び入学者選抜要項に掲載し、広く周知を行っている。事務作業など実務を掌るアドミッションズセンターは、教員をセンター長とし、事務職員は、部長、課長、係長、専門職及び課員で組織されている。

2) 教育課程の編成方針

本学では、教育上の目的を達成するため、研究科ごとにカリキュラムポリシーを策定するとともに、カリキュラムポリシーに基づき必要な授業科目を開講している。博士前期課程、修士課程(医学研究科医科学専攻のみ)、博士後期課程、博士課程(医学研究科医科学専攻のみ)において講義、実習、演習、学位論文指導等を実施しており、複数の指導教官による研究指導体制が取られている。

研究指導について、指導にあたる教員は「ロ 教員組織に関すること (②大学院)」にて示したように、各研究科で資格審査され、人事委員会で確認された教員が担当するよう、内規を規定している。また、理化学研究所、物質・材料研究機構、NTT 物性基礎研究所、海洋研究開発機構、農業生物資源研

究所など日本有数の研究機関との連携大学院による教育研究を実施しているほか、理化学研究所、放射線医学総合研究所、医薬医療機器総合機構等の研究機関と協定を締結し、共同研究、研究者交流及び学生派遣を実施して、教育・臨床・研究レベルの向上を図っている。

また、学部・大学院の接続、社会人大学院生獲得等を目的に、「早期履修制度」「早期修了制度」「長期履修制度」を下記の通り導入している。

3) 成績評価基準等の明示

本学の各授業科目の単位数については、大学院学則別表に、1 単位の授業科目における学修時間については、各研究科通則に、それぞれ規定されている。また、授業時間については学則を準用し、各学期に必要な週数を確保している。

成績評価基準等の明示について、授業の方法及び内容並びに授業計画は、電子シラバスを公開し、学生に明示している。また、シラバスにおいては「成績評価方法」を記載する欄を設けることにより、学生に対して評価方法を明示している。成績の評価と点数については、各研究科通則において規定している。また、大学院学則においては修了に必要な単位数及び授与する学位を規定している。成績の評価と点数、学位論文の審査基準及び修了要件については、学生に配布する履修案内に掲載し、各研究科のオリエンテーションでも学生に対して説明の機会を確保している。

	都市社会文化研究科		国際マネジメント研究科		生命ナノシステム科学研究科		生命医科学研究科		データサイエンス研究科		医学研究科	
	博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程	※1	※2
早期修了制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○※3
早期履修制度	○		○		○		○		○			○※4
長期履修制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1: 医科学専攻は修士課程、看護学専攻は博士前期課程

※2: 医科学専攻は博士課程、看護学専攻は博士後期課程

※3: 医学研究科における早期修了制度は、看護学専攻を除く

※4: 令和3年度現在、データサイエンス研究科ヘルスデータサイエンス専攻の学生を対象に実施

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アドミッションポリシー ・ 横浜市立大学アドミッション会議規程 <p>各研究科通則においては下記条項に「入学者の選考」を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都社文通則 第3条 ・ 国マネ通則 第3条 ・ 生命ナノ通則 第3条 ・ 生命医科通則 第3条 ・ DS研究科通則 第3条 ・ 医学研究科通則 第3条
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市立大学大学院学則第10条（授業科目）、第11条（単位の修得）、第15条（修了の要件）、第16条（学位の授与）、別表 ・ カリキュラムポリシー（各研究科） ・ ウェブサイト 都社文 国マネ 生命ナノ 生命医科 DS研究科 医学研究科 医科学専攻、看護学専攻
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市立大学大学院学則第15条（修了の要件）
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市立大学大学院学則第13条（他の大学院等における研究指導） <p>各研究科通則においては下記条項に「指導教員」「他大学の大学院等及び入学前における本研究科での履修及び研究指導」「他研究科等における授業科目の履修及び研究指導」を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都社文通則 第5条、第6条、第7条 ・ 国マネ通則 第5条、第6条、第7条 ・ 生命ナノ通則 第5条、第6条、第7条 ・ 生命医科通則 第5条、第6条、第7条 ・ DS研究科通則 第5条、第6条、第7条 ・ 医学研究科通則 第4条、第5条、第6条
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</p> <p>※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子シラバス（公開用） ・ 横浜市立大学大学院学則第15条（修了の要件） <p>各研究科通則においては下記条項に「成績評価」「学位論文・研究報告書の審査」を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都社文通則 第8条、第10条 ・ 国マネ通則 第8条、第10条 ・ 生命ナノ通則 第8条、第10条 ・ 生命医科通則 第8条、第10条 ・ DS研究科通則 第8条、第10条 ・ 医学研究科通則 第8条、第10条
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市立大学大学院学則第10条（授業科目）、第10条の2（メディアを利用して行う授業）、第11条の2（入学前の既修得単位の認定）、第28条（特別聴講学生）、第29条（科目等履修生）、第31条の2（長期履修学生）、第34条（学則の準用）、別表 <p>各研究科通則における単位の授与については、大学院設置基準第十四条の二（成績評価基準等の明示等）に記載した成績評価に関する規程と同一の資料を参照</p>

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1)校地等について</p> <p>本学は、金沢八景、福浦、鶴見及び舞岡の計 4 箇所主要キャンパスがあり、大学設置基準を満たす教育研究の場として校地 178,039 m² (うち運動場 48,367 m²) と校舎 102,326 m² の施設を保有しており、医学部に必要な附属施設として 2 つの大学附属病院を有している。これより、大学設置基準第三十七条の二、第三十九条を満たしている。また、データサイエンス研究科をはじめとする本学研究科のリカレント教育及び産官学連携を目的とし、令和 2 年 4 月にみなとみらいサテライトキャンパスを開設した。</p> <p>大学の本部機能が置かれている金沢八景キャンパスは、横浜市の都心部から電車で約 20 分の金沢八景駅から徒歩 5 分という交通至便な環境にありながら、周囲を市の文化財にも指定されている樹叢(じゅそう)に囲まれるなど恵まれた自然環境にある。大学の敷地は、建物をバランスよく配置すると共に、いちよう等の樹木を多く植樹しており、教育にふさわしい環境を有している。敷地内には屋内外に学生が休息できる空地を多数整備しており、屋外ではベンチ・日除け等を設置してスペースを有効利用している。運動場は、金沢八景キャンパスでは、敷地内の第 1 グラウンドと隣接地の第 2 グラウンドがあり、福浦キャンパスでは、敷地内にグラウンドがあり、多くの学生が余裕をもって利用できる施設となっている。以上より、大学設置基準第三十四条、第三十五条及び第三十七条を満たしている。</p> <p>ただし、福浦キャンパス研究棟の狭隘化や学部・研究科新設に伴う学生数増加、新型コロナウイルス感染症の影響により、各キャンパスにおいて教育研究スペースが不足し、調整が必要となっている。</p> <p>2)図書等の資料及び図書館</p> <p>学術情報センター(図書館)は、金沢八景キャンパスの学術情報センター(以下、「学術情報センター(金沢八景)」)、福浦キャンパスの医学情報センターのほか、鶴見・舞岡キャンパスと附属市民総合医療センター(浦舟)に各図書室を設置し、運営している。学術情報センター(金沢八景)及び医学情報センターは、授業期平日は 21 時、土曜日は 17 時まで開館しており、学術情報センター(金沢八景)以外の 4 館・室においては条件付きで 24 時間利用も認めている。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度は開館時間を短縮し、来館を</p>	<p>予約制にしたほか、図書の郵送貸出サービスを提供した。館内には、関連資料に示す規模の閲覧席やグループ学習室、研究個室等、利用者ニーズに合わせて使い分けることのできる様々なスペースを用意しており、入館者数は学術情報センター(金沢八景)、医学情報センターとも年間 10 万人を超えている。このことから、第三十八条第 4 項、第 5 項の要件を満たしているといえる。</p> <p>本学の所蔵資料は、全館で図書 88 万冊超、雑誌 2 万タイトル超であり、電子ジャーナルも 2 万タイトル超利用が可能である。全館・室で 4 万冊を超える資料が貸し出されていることから、資料の利活用が行われているといえる。なお、現物貸借や複写物の提供といった図書館間相互利用も実施しており、本学で所蔵していない資料についても利用者への提供が可能となるよう、他館との協力体制を整えている。これらのことから、第三十八条第 1 項、第 2 項の要件を満たしているといえる。</p> <p>学術情報センター(金沢八景)及び医学情報センターには専任の司書職員を配置し、資料の提供のみならず、ガイダンスやレファレンスの充実等により、利用者の学修・教育・研究・診療のサポートを行っている。このことから、第三十八条第 3 項の要件を満たしているといえる。</p> <p>3)機械、器具等</p> <p>キャンパスごとに設置されている委員会(八景キャンパス等理学系教育研究機器等管理委員会、舞岡キャンパス研究棟管理委員会、鶴見キャンパス共通機器委員会、医学部共用機器管理委員会及び附属市民総合医療センター研究室運営委員会)において、教員(研究者)からの購入機器の要望を調査し、その結果をもとに、共用性や緊急性等の観点から審議を行い、優先度を勘案して整備を行っている。これらの財源については、大学として公費で予算措置しており、機器の管理については学内でリストを作成し、適切に管理している。</p> <p>また、情報処理学習のための施設として、金沢八景キャンパス及び福浦キャンパスに情報教育実習室を備えており、令和 2 年 3 月には情報教育実習室の端末をすべて Windows10 の新しい端末に入れ替え、起動速度や処理能力を向上させたほか、昨今の情勢を鑑み、Wi-Fi 環境の整備範囲を拡大するなど、情報教育環境を随時充実させている。さらに、今後学生が自身の端末を使用し学内で学修を進める機会が増加することから、学内の Wi-Fi 環境等について整備を進める予定である。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	建物の狭隘化や学部・研究科新設に伴う学生数増加により、各キャンパスにおいて教育研究スペースが不足している。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金沢八景キャンパス ・ 福浦キャンパス・附属病院 ・ 鶴見キャンパス ・ 舞岡キャンパス（木原生物学研究所） ・ YCU Campus Guide Book （自習室・グループ学習スペース・オープンスペース等） ・ 土地および建物 ・ 認証評価共通基礎データ
②	<p>第三十五条（運動場） 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	<p>（大学設置基準第三十四条と同一）</p>
③	<p>第三十六条（校舎施設等） 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金沢八景キャンパス ・ 福浦キャンパス・附属病院 ・ 鶴見キャンパス ・ 舞岡キャンパス（木原生物学研究所） ・ YCU Campus Guide Book ・ 情報教育実習室、情報機器数 ・ 情報教育実習室利用案内（金沢八景キャンパス） ・ LL テープライブラリー、LL 実習室
④	<p>第三十八条（図書等の資料及び図書館） 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術情報センター規程 ・ 学術情報センター資料管理要綱 ・ 学術情報センター利用要綱 ・ 学術情報センター ウェブサイト ・ データベース一覧 利用案内 ・ 学術情報センター ・ 医学情報センター ・ 蔵書数・視聴覚教材数
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各キャンパス教育研究機器調査対象機器リスト ・ 先端医学研究センター共同拠点機器

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 事務組織</p> <p>本学では、経営組織と教育研究組織の役割を区分し、それぞれの権限と責任の所在の明確化を図っている。経営組織の審議機関である「経営審議会」は、法人の経営に関する重要事項等について審議を行う機関であり、理事長をトップとして学長(副理事長)、理事(10名)、監事(2名)の計14名で構成されている。なお、経営審議会には副理事長である学長をはじめ、副学長、附属病院長も理事として参加しており、教育研究組織の意向を経営組織へ直接伝えることが可能になっている。教育研究組織の審議機関である「教育研究審議会」は、教育研究に関する重要事項等について審議する機関であり、学長をトップとして、副学長、学部長をはじめとした部局長及び学外委員の計30名の教育研究関係者によって構成されることにより、教育研究組織としての自主性、自立性が確保されている。このほか、経営・教学両方の視点から重要な事項や緊急案件の審議などを行う常務会的機関として、「経営方針会議」を原則月2回開催するほか、法人経営に関する全学的調整事項等の協議や情報共有を行う「合同調整会議」(月1回開催)を設置している。</p> <p>事務組織については、大学の運営・管理のための事務組織として必要な職員数、組織体制を年度ごとに確認し、機能的に運営ができるよう適宜改組等を行っている。また、平成17年度の公立大学法人化にともない、横浜市からの派遣職員について段階的に解消を図っている。さらに、大学運営における事務職員の役割の重要性が増す中で、人材育成プランを策定し、計画的な職員育成に取り組むとともに、全学的なプロジェクト等を立ち上げて職員育成に係る様々な課題抽出や改善策の検討等を行い、事務組織の機能向上を図っている。</p> <p>危機管理等に係る体制としては、庶務・監査担当及び会計担当による監査体制を整備し、大学運営の執行管理に努めているほか、コンプライアンス推進委員会及び内部通報制度委員会を組織するなど、法人・大学内におけるリスク管理の向上に努めている。また、災害等の危機管理体制については危機管理規程を定めているほか、金沢八景及び福浦キャンパスの職員が立ち上げた危機管理プロジェクトにおいて、海外派遣プログラム緊急時の対応マニュアルを策定した。</p>	<p>ハラスメントについては、人事担当にて教職協働のハラスメント防止体制を整備しており、各事例に対し適切に対処できるよう、規程を定めている。ハラスメント発生防止に向けては、防止と対策に関するガイドラインを公開しているほか、全教職員対象の研修を実施し、ハラスメント発生件数の減少と根絶を目指している。</p> <p>2) 厚生補導の組織</p> <p>学生の厚生補導を行うため、学務・教務部に学生支援課学生担当を置いている。学生担当と同フロアに、教務関係を所管する教育推進課教務担当及び健康管理・メンタルヘルス等を所管する保健管理課が配置されており、それぞれの情報を密に共有し、適切な学生の厚生補導につなげている。</p> <p>保健管理センターでは、金沢八景、福浦及び鶴見の各キャンパスに保健室を設置し、また学生及び教職員を対象とした「キャンパス相談」という総合相談対応窓口を設け、心身の健康をサポートしている。このキャンパス相談は、公認心理士により実施されており、適宜、精神科医師(保健管理センター長等)との面接も導入している。また、学生及び教職員に対し定期健康診断を実施している。学生については、定期健康診断時に問診票にメンタルヘルスに関する項目を複数盛り込むことで不調者のスクリーニングを行い、必要に応じて面談等の介入を体系的に実施し、メンタルヘルス不調への早期介入や自殺予防のための危機介入に努めている。教職員については、ストレスチェック制度を設け、定期健康診断時に実施している。</p> <p>3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制</p> <p>本学では、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を涵養すべく、共通教養教育及び専門教育においてキャリア形成科目を多数配置しており、その運用等においては、キャリア支援センターを充てている。キャリア支援センターはセンター長に教員を充て、センターの実務については学生支援課キャリア支援担当が担っている。キャリア支援担当には、専任事務職員に加え、専門のキャリアカウンセラーを配置し、学生に寄り添った支援体制を整えている。また、本学のキャリア形成支援については、キャリア形成支援委員会にて審議しており、委員は各学部から教員を選出することで、各学部の特性も踏まえつつ、全学組織として機能させている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>特になし。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
大学設置基準		
①	<p>第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立大学法人横浜市立大学定款 ・ 公立大学法人横浜市立大学業務方法書 ・ 大学組織図 ・ 経営審議会規程 ・ 教育研究審議会規程 ・ 経営方針会議規程 ・ 大学組織図 ・ 法人事務組織の主な業務 ・ 人材開発プラン ・ コンプライアンス推進規程 ・ コンプライアンス推進委員会要綱 ・ 内部通報に関する要綱 ・ ハラスメントの防止に関する規程 ・ ハラスメントの防止に関する要綱 ・ ハラスメントの防止と対策に関するガイドライン
②	<p>第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健管理センター設置規程 ・ 保健管理センター ウェブサイト ・ ストレスチェック制度に関する要綱
③	<p>第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア支援センター設置規程 ・ キャリア支援センター ウェブサイト
大学院設置基準		
④	<p>第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。</p>	（大学設置基準第四十一条、第四十二条、第四十二条の二に同一）

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>本学は、すべての学部・研究科において、卒業の認定に関する方針(以下、ディプロマポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(以下、カリキュラムポリシー)、入学者の受入れに関する方針(以下、アドミッションポリシー)を定めており、本学ウェブサイトや履修ガイド、入学者選抜要項等にて学内外に広く周知している。</p> <p>新学部・研究科の設置及び既存学部の再編においては、設置構想の段階で3ポリシーの策定及び見直しを行った。特に、データサイエンス学部及びデータサイエンス研究科の設置に際しては、社会に求められている人材や本学の目指すデータサイエンス教育に基づき、3つのポリシーを策定した。また、国際総合科学部再編時においても、各学部の前身となる国際教養学系、国際都市学系、経営科学系及び理学系の各ポリシーを土台とし、急速に進む時代の変化や学生の多様なニーズへ柔軟に対応し、社会の要請に応える人材を育成するための新しいポリシーの策定を行った。</p> <p>3ポリシーの見直し及び策定に当たっては、教員管理職及び管理職以外の教員から選出されたワーキングメンバーによって構成される「設置準備委員会」を立ち上げ、「設置準備委員会」と各学系の会議体で繰り返し議論と検討を行い、学部・研究科を担当する教員全体で3ポリシーを策定する体制を構築した。</p> <p>1) ディプロマポリシー</p> <p>本学では各学部・研究科の特長に合わせてディプロマポリシーを定めている。学部教育において、ディプロマポリシーに基づいて卒業要件が設定されている。医学部医学科を除く学部学科が卒業論文を必修としており、主査・副査の複数による指導体制を構築し、複数の会議体によって相互チェックし、最終判定を行っている。また大学院教育においても、各研究科の特長に合わせたディプロマポリシーを策定し、学位論文または一部研究科については研究報告書の提出を必須としている。各研究科における学位論文等の審査基準は履修ガイド等により周知され、学部と同様に複数による指導体制と会議体による相互チェックを実施している。</p>	<p>2) カリキュラムポリシー</p> <p>本学では各学部・研究科の特長に合わせてカリキュラムポリシーを定めている。学部教育においては、知識を問題発見と課題解決という大学での学びへ転換する教養教育を土台としたうえで専門教育に進む構造となっており、各学部のカリキュラムポリシーにも共通教養科目について言及している。また、英語を第二作業言語と位置付け、国際水準の英語によるコミュニケーション能力の基礎を養成するために、プラクティカル・イングリッシュの単位取得を進級要件としている。専門科目についてもディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに基づき科目を配置している。大学院教育についても、各研究科の特長に合わせて科目を配置しており、インターンシップ及びフィールドワークの単位化や生命ナノシステム科学研究科及び生命医科学研究科において日本有数の研究機関と連携した教育研究等の取組みを実施している。</p> <p>3) アドミッションポリシー</p> <p>本学では、本学の使命と理念に基づき、本学として求める学生像と望ましい資質について、本学ウェブサイトや入学者選抜要項にて周知している。また、各学部のアドミッションポリシーについても定めているほか、一般選抜入学試験だけでなく、指定校制学校推薦型選抜、特別公募制学校推薦型選抜、総合型選抜等、多様な入学受入制度ごとに求める資質について掲載している。大学院も学部同様に研究科ごとにアドミッションポリシーを策定している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	時代の変化を見据えたポリシーの策定及び見直しを実施した。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>・教育研究上の方針（ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー）</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 本学の教育研究活動等の状況に係る情報の公表について

本学の教育研究活動等の情報については、主に本学のウェブサイトで公開している。学校教育法施行規則第七十二条の二第一項に定められた事項については、ウェブサイトの情報公開ページに下記のように分類し、それぞれについて適宜内容の更新を行っている。なお、学生数、教員数等の数値は、毎年5月1日時点の情報をもとに法人としてデータ集を作成し、データ集に基づいた数値を公表している。

＜本学ウェブサイトにおける情報公開の項目分類＞

教育研究上の目的と組織	入学金や授業料など納付金に関する情報
教員に関する情報	修学や生活など学生への支援
学生に関する情報	研究に関する情報
授業と学修の評価	国際化に関する情報
施設・設備・教育研究環境	教職課程に関する情報

紙媒体では、「YCU PROFILE(法人概要)」という冊子で本学の教育研究活動等の状況を公開している。また入学者選抜要項、学生募集要項、並びに大学案内は、本学オープンキャンパス、学外進学相談会、高校教員や予備校を対象とした大学説明会で配布するとともに、受験生等からの資料請求などに応じて個別に送付するなど、学外への公表・周知を図っている。紙媒体の冊子の一部はウェブサイトにて公開している。

学校教育法施行規則第七十二条の二第一項に定められた事項以外には、本学の学部・研究科の設置届出及び設置計画履行状況等調査についてもウェブサイトに掲載し、新しく設置する学部・研究科の運営について適切に情報を公開している。

ウェブサイトについては、日本語ページだけでなく、英語ページも作成しており、本学の教育研究について、国内だけではなく海外にも発信するよう努めている。

さらに、優れた教育研究の取組みがあった場合には、プレスリリースを行い、各種メディアに対して情報発信を行っている。本学では年間のプレスリリースの目標件数を100件としており、本学の幅広い分野の取組みについて情報収集し、効果的な情報発信に努めている。また、新聞及び雑誌等の広告やソーシャルネットワークサービス(SNS)での情報発信についても、プレスリリースの内容や対象者に合わせて適宜行っている。



Facebook



twitter



Instagram



LINE@



YouTube



Linkedin

YokohamaCityUniv

@YCU_koho

@Yokohama_city_university

@yokoichi

@YokohamaCityUniv

yokohama-city-university-14421

本学の開設するソーシャルネットワークサービス(SNS)アカウントの一例

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	学校教育法 第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	(学校教育法施行規則第七十二条の二と同一)
②	学校教育法施行規則 第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市立大学ウェブサイト ・ 横浜市立大学 情報公開サイト ・ 入試情報ウェブサイト ・ YCU PROFILE (法人概要) ・ 鶴見キャンパス(生命医学研究科)ウェブサイト ・ 木原生物学研究所(舞岡キャンパス)ウェブサイト ・ 先端医学研究センター ウェブサイト ・ 学術情報センター ウェブサイト ・ 附属病院ウェブサイト ・ 附属市民総合医療センターウェブサイト

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教育研究等の自己点検評価の実施について</p> <p>本学における教育研究等の自己点検・評価について、外部評価機関である法人評価委員会において、毎年度、法人年度計画における業務実績に対する評価を受けており、その評価結果は速やかに学内へフィードバックしている。また、留意事項に対する法人の取組み・改善状況を法人評価委員会に報告し、再度意見を聴取する機会も設けられており、留意事項の解決・改善に向けて迅速に対応している。法人評価委員会からの意見とそれに対する本学の取組状況を踏まえ、翌年度の年度計画を策定していることなど、学外からの意見を自己点検・計画策定等の各場面で活用し、PDCA サイクルを確立させている。</p> <p>また、教育及び研究については、本学の教育研究の理念と目標を実現し、一層の充実を図ることを目的とした自己点検・評価を行うため、教育研究自己点検評価委員会を設置している。教育研究自己点検評価委員会では、年度ごとに全学的な自己点検の方向性を定め、それを実現するために必要な支援(FD)を学部・研究科ごとに実施している。自己点検・評価の実施にあたっては、年度初めに前年度の取組みから課題を見出し、それを解決するための取組み及びスケジュール案を定め(Plan)、年度中に改善に向けた具体的な取組みを行い(Do)、年度末に取組みの成果を分析し(Check)、次年度に向けた取組みの方向性を定め(Action)、PDCA サイクルの継続を図っている。自己点検・評価の取組み内容及び成果の具体的内容は、学部・研究科ごとに作成する自己点検シートに示されており、教育研究自己点検評価委員会では報告して改善に活かしている。この自己点検シートは、自己点検の方向性に合わせて年度により様式を変更している。</p> <p>さらに、医学部及び医学研究科においては、平成28年度に医学教育分野別評価を受審し、評価基準(国際認証)に適合していることを確認している。</p> <p>2) 教育内容等の改善のための組織的な研修等(FD)の実施について</p> <p>国際総合科学群についてはFD・SD推進委員会や各研究科の教授会及び運営会議にて、医学群については、医学教育センターの医学教育推進部門と看護学科・看護学専攻FD委員会にて、FD年間計画や目標等を検討し、それらに沿って</p>	<p>FDを実施する体制を構築している。FDの実施にあたっては、毎年度テーマを定めており、これまでに「アクティブラーニング」「研究不正防止」「オンライン授業の実施」「SDGs」等をテーマに研修会を実施した。また、FD研修会の受講率について、毎年度75%を目標としており、オンライン開催やeラーニング、ビデオ受講を導入することで、教職員がFD研修会に参加しやすい環境づくりを進めている。</p> <p>3) 研修の機会等及び教員と事務職員等の連携及び協働について</p> <p>本学は教職協働を推進するため、FD・SDの融合した研修を多数実施し、教職員による研修や講義を職種に関わらず幅広く受講することを可能としている。一例として、令和2年度はSDGsをテーマとした研修会を開催した。教育研究活動等の運営に重要な役割を果たす事務系職員の資質向上に関しては、人材育成プランに沿って、テーマ別・職階別の研修プログラムが組まれているほか、課単位でも研修プログラムを計画し実施している。また、資格取得支援制度を設け、業務上必要な資格取得に係る受講料や受験料等を補助するなどの支援を行っている。</p> <p>4) 学修成果の把握について</p> <p>学修成果については、授業評価アンケート及びカリキュラム評価アンケート等にて把握している。授業評価アンケートの実施結果を各教員にフィードバックするだけでなく、学部・研究科ごとに授業評価アンケート、カリキュラム評価アンケート等の自己点検・評価を行い、教授会等で報告をすることによって、全学的に共有してFD活動に活かしている。</p> <p>また、さらなる学修成果の把握に向け、平成29年度よりIR機能の推進を進めており、各学群に教学IR検討ワーキングを設置し、データ収集と分析方法の検討、分析の実施を進めている。国際総合科学群では、教学IR検討ワーキングで每学期成績分布の確認を実施した上で上述のアンケートの点検を行っている。医学部では、国家試験合格率の分析を実施しているほか、医学教育分野別評価の指摘事項も受け、学生の到達度評価シートの作成、コンピテンシーやマイルストーンの設定を行った。また、mini-CEX(簡易版臨床能力評価法)に係るFDを開催した。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教育研究の改善に係る取組みを継続的に実施できている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学におけるこれまでの大学機関別認証評価の受審について ・ 日本医学教育評価機構（JACME）による医学教育分野別評価について ・ 公立大学横浜市立大学大学評価本部に関する規程 ・ 教育研究自己点検評価委員会規程 ・ 教育研究自己点検評価委員会報告書 ・ 横浜市立大学法人評価委員会評価資料
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	第九十条第二項の規定による入学制度は不実施
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	第二百二条第二項の規定による入学制度（飛び入学）は不実施。
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立大学法人横浜市立大学大学評価本部に関する規程 ・ 公立大学法人横浜市立大学合同調整会議規程 ・ 各年度終了時の業務実績の自己点検・評価に係る実施手引き
	大学設置基準	
⑤	<p>第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学組織図 ・ 役員等名簿
⑥	<p>第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ FD 関連講演会等実績 ・ 第6回ヨコハマFDフォーラム ・ 医学部医学科・医学研究科 FD 実行委員会設置要綱
⑦	<p>第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材開発プラン ・ 研修プログラム ・ 資格取得支援
	大学院設置基準	
⑧	<p>第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	（大学設置基準第二条の三と同一）
⑨	<p>第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都社文 FD 実施報告書 ※一部研究科については研修を学部と同時に開催している
⑩	<p>第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	（大学設置基準第四十二条の三と同一）
	法令外の関係事項	
⑪	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教学 IR 実施報告書 ・ 卒業時教育成果・実践能力（コンピテンシー）（医学部）

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 適切かつ安定的な資産保有・債務管理</p> <p>本学は、設立団体である横浜市から土地の出資、校舎及び病院等の無償提供を受けている。また、医療機器や研究機器等その他の資産については、平成 17 年度の公立大学法人化時の残存価額で貸借対照表に計上されている。無償貸与を受けている建物についても、支障なく利用できており、必要に応じ順次耐震補強工事や建替工事などを実施してきた。</p> <p>また、医療機器等を購入するための長期借入金(市債)は設置団体である横浜市より計画的に交付され、償還財源についても横浜市からの支援を受けている。</p> <p>2) 経常的収入の継続的な確保</p> <p>本学の収入は運営交付金のほか、自己収入である学生納付金(授業料、入学金及び入学検定料)収入及び附属病院収入に加え、受託研究費等の外部研究費で構成されている。</p> <p>大学(病院を除く)の運営交付金については、中期計画における収支計画に基づき教育研究の基礎となる学費対象経費のほか、横浜市との協議により政策的な判断で交付される学費対象外経費に区分される。また、学生納付金収入についても、適正な学生数の確保に努め、安定的に収入を確保している。特に、授業料については、学部・研究科別に授業料を設定し、入学時の施設整備費や、理学部、データサイエンス学部及び医学部では実験実習費を導入するなど、自主財源の確保に努めている。また、本学は他の国公立大学の授業料基準額より高い状況にある中で、定員充足の取組みや未納退学の手続きを進めることで、収入の安定化を図っている。附属病院収入についても、経営改善を積極的に進めており、増収を達成している。</p> <p>3) 収支計画の策定・管理</p> <p>本学の収支に係る計画は、中期計画において収支計画が策定されており、あわせて毎年度の年度計画において収支計画を策定して関係者に明示している。毎年度の予算編成時に詳細な収支計画を策定し、YCU プランとして学内外に周知しているほか、予算編成過程においては経営審議会、経営方針会議等の学内諸会議での審議や、関係者への個別説明を通じ、共有・周知している。また、設立団体である横浜市とも年 2 回、翌年度の運営交付金算定や予算編成における課題共有を行</p>	<p>うなど、個別協議会を開催している。過年度決算の決算収支及び剰余金については、法人評価委員会から法人の経営努力によるものとの評価を受け、目的積立金として確保している。</p> <p>また、予算編成方針等で学内教職員へ法人の財務状況や予算の配分状況についても周知している。</p> <p>毎年度の予算執行については、月次決算を実施し、損益計算書、資金収支の双方で収支不足が発生しないよう執行管理を行っている。平成 29～30 年度は決算においては剰余金を計上し、目的積立金の残高も一定の水準は確保しているが、令和元年度決算においては損失を計上し、目的積立金により補填した。令和 2 年度決算は大規模な外部資金を獲得したことや、2 病院においてコロナ禍での病床の効率的な運用など様々な取組によって一般診療を維持したことから黒字の見込みであるが、この黒字には短期的な要因も含まれているため、中長期的な視点では、大学運営の一層の効率化や附属 2 病院における継続した経営改善の取組みによる経営基盤の強化が求められる。</p> <p>4) 教育研究活動への適切な資源配分</p> <p>毎年度の予算編成にあたり、基本的な予算編成の考え方を示した予算編成方針は、学内の各会議体で説明し、了承を得たうえで理事長が決定し各部署に対して通知している。方針の段階では教育経費、研究経費、施設整備費等への配分案について具体的に定めず、個々の事業の必要性・重要性・緊急性・予算額の妥当性等の状況を踏まえた上で、理事長、学長(副理事長)、副学長、事務局長等による予算編成会議で配分額を決定している。配分額の決定に際しては、中期目標・中期計画の達成を重要な視点とし、過年度における執行状況を踏まえたうえで決定している。</p> <p>また、施設整備については法人全体の施設整備審査会において、優先順位付けを明確にし、適正に配分を行っている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	令和元年度決算において損失を計上していることから大学運営の効率化、附属 2 病院における経営改善等により経営基盤を強化する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学設置基準</p> <p>第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務情報 予算概要 財務諸表 決算報告書 主な収入の状況 収支予算案の作成から決定に至るまでのプロセス 決算収支と余剰金の推移
②	<p>大学院設置基準</p> <p>第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>（大学設置基準第四十条の三と同一）</p>

又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1)ICT環境の整備 大学の ICT 環境向上等を目的とし、平成 29 年 4 月に ICT 推進計画を策定、ICT 推進委員会及び 5 つの作業部会を設置した。委員会の方針の下、各作業部会にて ICT 推進計画に定めた各取組みの実現方法や手段を検討・遂行し、全学の ICT 環境整備を進めている。また、特色のある取組みとして、Microsoft 365 への不正アクセスを防止するため、全教職員学生を対象にログイン時の多要素認証の仕組みを導入した(平成 31 年 1 月)。さらに、Microsoft365 の機能を拡張し、全学生がデスクトップ版の Office を各自の PC に無償でインストールして利用できるようにした(平成 31 年 4 月)。また、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により学生が一時的に入構禁止(令和 2 年 4~5 月)となり、前期は全講義を、後期は一部講義をオンラインで実施することになった。そのため、専任教員、非常勤講師及び学生がビデオ会議ツール zoom を利用して講義のライブ配信・受講ができるようライセンスを付与し、環境を整備した。また、今後もオンライン授業と対面授業の平行実施が予想されることを鑑み、各キャンパスの無線 LAN やネットワークの見直し・強化を実施し、さらに令和 3 年度以降の新入生に対しては入学前に端末購入について通知し、教育における BYOD(Bring Your Own Device)を進めた。</p> <p>2)学生支援 ①学修支援 学修支援のため、年度の初めに、全学部生及び全研究科生に対し、新入生オリエンテーション及び在学生オリエンテーションを開催し、教育課程や履修内容・注意事項等について周知している。このほかにも、履修相談会や領域横断型プログラムに関する説明会などを開催し、学生の学修サポートを行っている。また、大学において担任制を導入しており、学年に応じて学部が定めた担任の教員が、学生の履修相談に対応することとしている。さらに、全科目を対象に、シラバスにオフィスアワーとメールアドレスを記載(一部の非常勤講師を除く)し、随時教員が学修相談に応じている。一部科目については、TA(ティーチングアシスタント)を配置し、学生がスムーズに学修を進められるよう、体制を整えている。</p>	<p>②特別な支援を行うことが必要な学生への支援 特別な支援が必要な学生については、「バリアフリー支援室」にて専任のコーディネーターが相談を受け、内容に応じて、教員や学内の関係部署、必要に応じて学外の機関等と連携してサポートしている。バリアフリー支援室にて授業または試験において一定の配慮が必要と判断した場合には、学内会議体で配慮内容について審議の上、担当教員に対して配慮事項を申し伝えている。</p> <p>③経済的な支援を行うことが必要な学生への支援 学生に対する経済支援については、日本学生支援機構による奨学金や、地方公共団体・各種民間機関等の奨学金、本学の給付型奨学金制度・災害見舞金制度により支援を行っている。各種制度については、本学ウェブサイト等で周知をしている他、適宜説明会を実施している。また、本学は高等教育の修学支援新制度の対象校となっている。令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に困窮する学生に対して、窓口を開設するとともに、本学独自の特別災害支援制度を創設し、一時金を支給した。</p> <p>3)設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 本学では学部・研究科の改組に合わせ、設置届出及び設置計画履行状況等調査を定められた期間に提出しているが、これまでに指摘を受けて是正・改善した内容はない。また、設置届出及び設置計画履行状況等調査は本学ウェブサイト公開している。 なお、上記以外の取組みとして、文部科学省の公募事業に積極的に応募・採択されており、学外からその取組みが評価されている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>昨今の情勢に合わせ、学生に対し適切な支援が実施できている。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市立大学 ICT 推進計画 (本学セキュリティ保護のため、学外非公開資料とします) ・情報セキュリティ基本方針 ・情報セキュリティ基本規程 ・無線 AP 設置予定場所一覧
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ・修学支援 (学修サポート)
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ・(キャンパス相談) ・キャンパス相談ウェブサイト ・メンタルヘルス指針 (バリアフリー支援室) ・バリアフリー支援室ウェブサイト ・障害学生支援等に関する規程 ・教職員対応要綱及び留意事項
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生への経済的なサポート ・授業料減免取扱要領 ・緊急応急対応型授業料減免制度 ・災害見舞金制度
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ・設置認可申請・届出に関する情報

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>本学では、毎年度外部評価機関である法人評価委員会の評価を受けているほか、過去に2度の大学機関別認証評価(平成21年度及び平成27年度)と医学部及び医学研究科における医学教育分野別評価(平成28年度)を受審し、外部評価にて指摘された事項については、中期計画・年度計画の取組み事項として掲げ、改善を図っている。毎年度の取組結果は業務実績書としてまとめ、実績に対する評価を法人評価委員会から受けており、その評価結果は速やかに学内へフィードバックしている。また、法人年度計画の業務実績報告書作成に合わせ、全学から基礎的なデータを収集し、データ集として法人評価委員会に提出し、学内の分析に活用している。</p> <p>本学では、過去の外部評価の受審結果を踏まえ、「教育」「研究」「国際化」について目標・計画を策定し、指摘事項を改善し、その水準を向上させるための施策を実施している。</p> <p>「教育」について、継続的に点検及び改善を行うため、教育研究自己点検評価委員会にて各学部・研究科の取組みを全学的に点検しているほか、医学教育分野別評価での指摘を踏まえ、教育の質の向上及び各学部・研究科のカリキュラム改善の支援を行うため、教学IRに係る体制を構築し、各種データの分析と提供を行っている。教育研究自己点検評価委員会の取組みにおいてPDCAサイクルの定点確認を行っており、教育の質保証に向けて継続的に取り組んでいるほか、教学IRの取組みは、現状各学群の課題に対する分析が主となっており、それぞれの課題に対して分析結果の提示と改善に向けた取組みが実施されている。教学IRでは全学的な課題の発見・改善についてもデータ収集を開始し、今後毎年度の計画的な分析により、経年比較や学部間比較が可能となり、さらに教育の質保証の取組みが充実する見込みである。</p> <p>「研究」について、学内共同組織の一つとして「研究・産学連携推進センター」を設置し、産学官連携や研究者の多彩な</p>	<p>研究活動を推進・支援している。得られた研究成果については、地域社会や産学界に広く還元しており、センターの活動を通じて、本学の理念の実現に取り組んでいる。平成27年度に受審した大学機関別認証評価において、「研究活動の状況を把握する全学的な体制が十分ではない」と指摘されたことを踏まえ、「研究・産学連携推進センター」にて、センターの活動内容や設置部門について、これまでに見直しを実施してきた。組織的な産学連携や外部資金の獲得、様々な研究活動等については、研究IRとして産学連携推進及び研究推進の2つの部門に置かれている「産学連携戦略委員会」「研究推進委員会」にて報告され、今後の方針等の検討が行われている。これらの方針等を踏まえた各種取組みについては、URA部門による研究者への支援のほか、センターの事務局である研究推進部と有機的に連携しながら実施しており、効率的・効果的な研究推進・支援体制の構築を行っている。</p> <p>「国際化」については、平成27年度に受審した大学機関別認証評価において指摘された、「幅広い国・地域からの外国人学生の受入」及び「教育の国際化に関して、学内の取組み状況を組織的に自己点検・評価の上、その評価結果をフィードバックするための取組み及び体制」について、第3期中期計画に改善に向けた施策を盛り込み、取組み結果については毎年度「派遣学生比率」「協定校(覚書)数」「留学生比率」の各数値の状況を確認している。また、毎年度の状況を学内会議体で確認・報告するための国際化推進体制の見直しも実施し、全学で計画達成に向けた取組みを継続的に確認可能とした。</p> <p>「教育」「研究」「国際化」の取組み以外にも、法人評価委員会からの指摘された事項や学内で課題として抽出された事項に対して、データ集等既存データの活用や、新規データの収集・分析(IR活動)を実施することで、課題解決に向けた取組みを大学全体で実施している。</p>
---	--

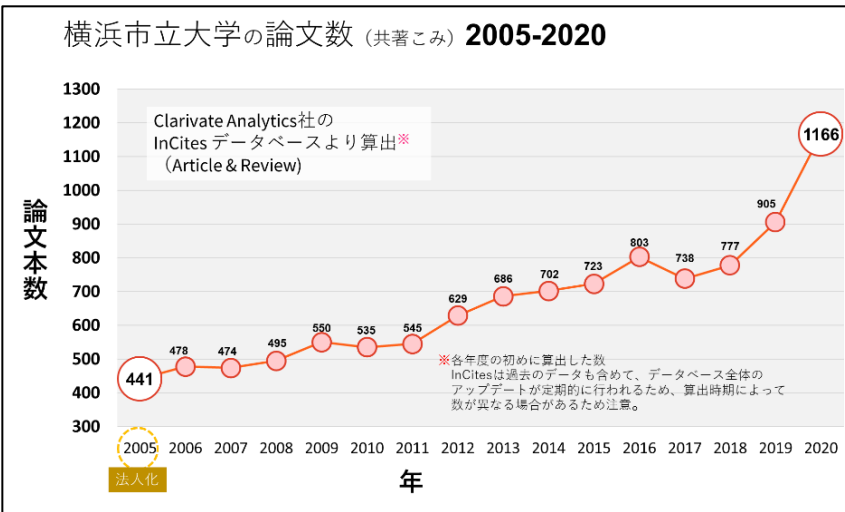
2) 自己分析活動の取組み(目次) ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

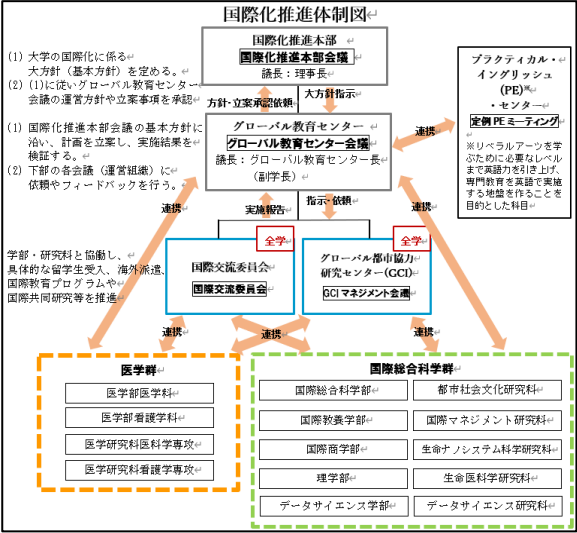
No.	タイトル	ページ数
1	教育研究自己点検評価委員会及び教学IRにおける教育水準向上に関する取組みについて	37
2	研究・産学連携推進センターにおける研究推進・支援に関する取組みについて	38
3	国際化推進に向けた各施策に関する取組みについて	39

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	教育研究自己点検評価委員会及び教学 IR における教育水準向上に関する取組みについて
分析の背景	<p>本学では教育について継続的に点検及び改善を行う全学組織として、教育研究自己点検評価委員会を設けている。委員会は、各学部・研究科の取組みを全学的に点検する場であるとともに、ベストプラクティスを共有する場ともなっている。また学修者の視点に立った教育の質の向上及び各学部・研究科のカリキュラム改善の支援を行うため、教学 IR に係る体制を構築し、データの分析と提供を行っている。</p>
分析の内容	<p>教育水準向上の司令塔として、学長を委員長とする教育研究自己点検評価委員会を設置している。委員会は、平成 21 年度の大学機関別認証評価を受審するに当たり、教育研究の自己評価組織として平成 20 年度に設置された。その後、平成 22 年 4 月 1 日に委員会の規程を整え、本学の教育研究の理念と目標を実現するために、以後継続的に自己点検・評価を行っている。</p> <p>当初は FD 活動の定着とそれを通じた教育の質向上に主眼がおかれていたが、現在では、学部・研究科ごとに「教育の質向上につながる取組み」「特長出しにつながる取組み」について、課題と目標を明示し、PDCA サイクルで年度管理を行っている。委員会は学長への報告に加え、個々の学部・研究科の取組みを共有し、ベストプラクティスの全学展開の機会となっている。</p> <p>また、上記の取組みを進めるに当たっては、FD により教員に周知・浸透させている。その成果としての学生の学修状況については、授業評価アンケート（毎学期）、カリキュラム評価アンケート（卒年次生）等を通じて把握される。これらのアンケート結果については、ウェブサイトにて教職員、学生に周知している。</p> <p>教育研究自己点検評価委員会の活動に加え、教育に関する各種データを蓄積・分析し、カリキュラムの点検・改善などの企画、方針決定をサポートするため、平成 29 年度より学長室の傘下に学群ごとに教学 IR 検討ワーキングを設置した。ワーキングから分析結果を各種会議体にてフィードバックし、全学的に課題の共有を行っている。国際総合科学群においては、「学生の授業外学修時間の増加」「成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることの組織的確認」「学修成果の可視化」に関する分析と改善案の検討に力を入れている。また医学群では、医学科留年問題の改善に向け、課題となっていた 2 年次における授業時間について他大学との比較や、留年者の不合格科目、入試区分等のデータをもとにした分析を実施し、問題の洗い出しとその改善を継続的に実施している。</p> <p>さらに、平成 27 年度認証評価にて指摘を受けた「卒業生に対する意見聴取」について改善するため、卒業後 3 年目の卒業生を対象としたアンケートを開始した。卒業生アンケートの開始と同時に各種アンケートの見直しを行い、本学が重視する「課題発見・問題解決力」「グローバルな視野」「豊かな教養」「確かな専門性」の 4 要素について、入学時・卒業時・卒業後 3 年目の 3 つの時点で、学生の意識変化を追跡調査できるよう整備した。これらのアンケートは学務・教務部で実施・分析し、学内の会議体にて結果を報告している。ただし、卒業生の連絡先の把握が難しく、回答数が少ないことが課題である。</p> <div data-bbox="724 1375 1482 1632" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <p>上述に加え、全学的な IR に関する取組みとして、令和元年度に「教学比較 IR コモンズ」に参加し、他大学との比較を通じ、本学の特長と課題を相対的に検証することを進めている。</p>
自己評価	<p>教育研究自己点検評価委員会において PDCA サイクルの定点確認を行っており、教育の質保証に向けて継続的に取り組んでいることが確認できる。また、教学 IR の取組みは、現状各学群の課題に対する分析が主となっており、それぞれの課題に対して分析結果の提示と改善に向けた取組みが実施されている。教学 IR では全学的な課題の発見・改善についてもデータ収集を開始し、今後毎年度の計画的な分析により、経年比較や学部間比較が可能となる見込みである。これらの実績を踏まえ、今後教学 IR の実施体制及び規程の整備を行う予定である。</p>
関連資料	教育研究自己点検評価委員会規程 / 教育研究自己点検評価委員会報告書 / 教学 IR 報告書 教学比較 IR コモンズ / アンケート結果

タイトル (No. 2)	研究・産学連携推進センターにおける研究推進・支援に関する取組みについて
分析の背景	<p>本学では、学内共同組織の一つとして「研究・産学連携推進センター（以下「センター」という。）」を設置しており、研究に係る司令塔として産学官連携や研究者の多彩な活動を推進・支援している。また、得られた研究成果については、センターで把握・特許化などを行った上で地域社会や産学界に広く還元しており、こうした活動を通じて、本学の理念の実現に取り組んでいる。</p>
分析の内容	<p>センターでは、国際学術論文や研究室ごとの科研費採択・外部資金（受託・共同研究費）の獲得状況等の様々な情報を収集・分析（研究 IR）し、さらなる研究力の向上と、外部資金の獲得拡大を目指した多様な戦略的取組みを行っている。主なものとしては、科研費の大型種目や若手研究者に対する獲得支援、国際学会への積極的な参加を促す海外出張補助、質の高い論文の増加を目指すための国際学術雑誌への論文投稿支援などがある。</p> <p>こうした様々な情報収集のうち、「教員個人や研究室ごとで発表した論文、著書及び研究発表の件数等、研究活動の状況を把握する全学的な体制」について本学では、平成 24 年度より JST が運用する researchmap で研究者の活動状況を把握しているが、平成 27 年 11 月の前回受審時に「入力状況が十分ではない」との指摘を受けた。指摘後、直ちに全学を挙げて集中的に周知・入力の徹底を進めたほか、新任教員の採用時をはじめ、基礎研究費や科研費等の申請時など様々な機会を通じての啓発を行っており、改善を図っている。</p> <p>さらに、研究費の獲得支援や論文投稿支援などについても、支援した後の研究者の実際の成果等を把握・分析するとともに、その結果を支援策の見直し・改善や次の支援策の検討に活かしており、PDCA を踏まえた運用を行っている。具体的には科研費の採否結果の分析を行い、採択が伸び悩んでいる分野を明確にし、重点的に支援することで翌年度の採択率（数）向上につなげるといった取組みを行っている。</p> <p>センターは、学長のガバナンスの下、「産学連携推進部門」「研究推進部門」「研究リスクマネジメント部門」「URA 部門」の 4 部門から構成されている。このうち産学連携推進部門及び研究推進部門では、それぞれ所管する委員会において、研究成果や外部資金の獲得状況といった情報を分析しながら、前述の多様な取組みの検討・実施を行っており、大学として戦略的な研究活動の推進・支援する機能を発揮している。研究リスクマネジメント部門では、研究不正や利益相反、安全保障貿易管理など研究に係る様々なリスクについてのマネジメントを担っているほか、URA 部門では、3 名の URA を配置し、競争的研究資金への応募支援として申請書やヒアリング資料のチェック、セミナー開催等、研究者へのきめ細かな支援を行っている。</p>
自己評価	<p>組織的な産学連携や外部資金の獲得、様々な研究活動等については、「産学連携戦略委員会」「研究推進委員会」にて、研究成果や各種公募情報の把握、研究 IR といった多様な情報の分析とともに今後の方針等の検討が行われている。また、これらの方針等を踏まえた各種取組みについては、URA 部門による研究者への支援のほか、センターの事務局である研究推進部と有機的に連携しながら実施している。今後は、他大学の先進的な取組などを参考にしながら、より効率的・効果的な研究推進・支援体制の充実を目指していく。</p>
関連資料	・ 研究・産学連携推進センター ウェブサイト / 研究・産学連携推進センター 設置規程



タイトル (No. 3)	国際化推進に向けた各施策に関する取組みについて
分析の背景	国際都市横浜に設置された国際社会に開かれた大学として、幅広い視野を持つグローバル人材育成の推進に向けて、中期計画及び年度計画にて国際化施策を策定し、「派遣学生比率」「協定校(覚書)数」「留学生比率」の定量目標を掲げている。これらの目標を達成するため、全学をあげて国際化推進体制を拡充し、計画立案と実行・進捗管理と評価改善を行う体制を整えている。
分析の内容	<p> 本学では図のように国際化推進体制を整備し、最上位の国際化推進本部会議が国際化の基本方針を策定、取組みを評価し、グローバル教育センター会議が方針に基づき計画を立案し、取組みを検証している。グローバル教育センター会議は、平成27年度認証評価にて指摘を受けた「教育の国際化に関する取組み状況を点検・評価する学内組織的体制」を改善するため、平成29年度に副学長・学部長・研究科長・グローバル関連教職員管理職を委員として設置した。これにより、事務局長直轄部署に位置付けられたグローバル推進室と教職協働のもと、戦略的かつ機動的に取り組める体制とした。上述に加え、国際交流委員会とグローバル都市協力研究センター(以下、「GCI」という。)が、学部・研究科と協働し、具体的な施策を推進する。 </p>  <p> 「派遣学生比率の向上」については、国際教養学部、国際商学部、理学部と連携し、学年暦の柔軟化を図り、世界的にモビリティも高く海外大学のサマースクール等が数多く開講される第2クォーター期間に、2年次生が留学しやすい環境を整えたほか、第2期中期計画からの課題である交換留学先は、平成28年度10校から令和2年度33校へ増加し、学生のニーズに沿った欧米圏の留学先を拡充している。 </p> <p> 「協定校(覚書)数の向上」については、第3期中期計画において100大学を目標とし、海外ネットワーク拡充に注力した結果、平成28年度は39校であったが令和2年度は79校となり、コロナ禍のなか令和2年度計画をほぼ達成した。特にERASMUS+に参画したことで、学生・教員に加え職員交流も可能となり、職員の国際感覚醸成にも寄与している。 </p> <p> 「留学生比率の向上」については、正規留学生獲得の取組みとして、有力な日本語学校での説明会を実施し、さらに学部新入生向け奨学金制度を新設し、平成29年度より日本語教育を担当する専従の教員を配置した。また、平成27年度認証評価にて指摘を受けた「幅広い国・地域からの留学生受入」については、国費やJICAプログラム、JST さくらサイエンスプラン採択により、アフリカ・東欧・東南アジア等からの優秀な留学生受入を実現している。さらに、留学生の出口支援として、平成29年度文部科学省委託事業「留学生就職促進プログラム」に採択されており、横浜国立大学・横浜市・神奈川県、経済団体・企業、国際交流団体等と連携し、「日本語教育」「キャリア教育」「インターンシップ」を3つの柱とする留学生向け特別就職支援プログラムを実施している。 </p> <p> またGCIでは、海外大学学生と市大生が共修する留学生受入プログラムを開発し、正規科目化した(令和2年度はオンラインで開講)。令和3年度は、アジア7大学をメンバーとするアカデミックコンソーシアム(本学事務局)年次総会を、第10回アジアスマートシティ会議と連動し横浜で開催し、教育・研究交流の更なる質向上を目指した活動始動を宣言することで本学の更なる国際化推進を目指す。 </p> <p> なお、コロナ禍においても、派遣プログラムの代替となるプログラムの開発や、渡航再開基準の策定等、海外交流の継続・再開に向けた取組を検討・実施している。 </p>
自己評価	中期計画・年度計画達成に向けて「国際化推進体制」を拡充したことにより、国際化にかかる基本方針のもと、計画立案と実行・進捗管理と結果検証・改善と評価を行う体制が整った。この結果、大学全体の国際化推進に加え、各学部や研究科の特長を活かしたプログラム開発などボトムアップの展開が可能となり、戦略的かつ相乗的な国際化が推進されている。
関連資料	・ 国際化推進本部会議規程 、 グローバル教育センター設置規程 ・ 国際化関連ウェブサイト ・ GCI

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>本学は5学部6研究科を擁し、横浜市内で唯一附属病院を附置する総合大学であり、総合大学の長所を活かした様々な取組みを実施している。本法人では、第3期中期計画（平成29年度～令和4年度）に基づき、データサイエンス学部及びデータサイエンス研究科を開設し、国際総合科学部を再編し国際教養学部、国際商学部、理学部を開設し、これまで文理融合的な視点で育成してきた「課題を発見、解決する力」に加え、それぞれの専門分野における先端的知識を教授し、複雑化する社会課題に着実に対応できる人材を育成する教育・研究体制を整えた。また、医学の領域でも、グローバルスタンダードに準拠した医学教育を推進するため、医学科では臨床実習を大幅に増やすとともに、海外派遣も積極的に増やし、国際的に活躍できる医師や研究者の育成に力を入れている。看護領域では平成30年度から看護学専攻博士後期課程が開始し、市内唯一の看護学における高度人材の育成と研究の拠点として活動している。</p> <p>上記のような学部設置・再編等の改革を進める本学において、特に特長のある取組みが「データサイエンスの推進」「学際領域に関する取組みの推進」「先端医科学研究センター及び次世代臨床研究センターによるシームレスな研究の推進」「プラクティカル・イングリッシュを中心とした実践的な英語教育」「地域貢献活動の推進」である。</p> <p>「データサイエンスの推進」について、学内外に積極的にデータサイエンス推進のための施策を実施し、データサイエンス・リテラシーを持った人材を養成しているほか、他の分野と共同研究を実施し、国内外の課題解決に向けた研究力の提供を行っている。</p> <p>「学際領域に関する取組みの推進」について、複数分野の連携を進めるため、教育では「領域横断型プログラム」の提供や研究科間の科目提供を行い、教育及び研究の両方に係る取組みとして、国際総合科学群と医学群が連携して「医理連携」「医経連携」「医データサイエンス連携」「医文連携」等を積極的に実施している。</p>	<p>「先端医科学研究センター及び次世代臨床研究センターによるシームレスな研究の推進」について、医療分野において基礎研究から橋渡し研究、臨床研究、そして臨床現場までがスムーズに展開できるシームレスな研究推進体制を構築している。具体的には、「先端医科学研究センター」では、「がん」「生活習慣病」などの疾患の克服を目指した基礎研究とその成果を、臨床に応用する橋渡し研究（トランスレーショナル・リサーチ）を推進している。また、本学附属病院には、附属2病院・医学部と横浜臨床研究ネットワーク参加医療機関における臨床研究の推進に向けた専門的支援を行う「次世代臨床研究センター」を設置している。</p> <p>「プラクティカル・イングリッシュを中心とした実践的な英語教育」について、本学の教養教育では、国際水準の英語によるコミュニケーション能力を身に付けることを目的とし、入学から卒業までに実践的な英語を学び、英語を活用するためのカリキュラムを構築している。</p> <p>「地域貢献活動の推進」について、本学の教育及び研究の成果を社会に還元するため、地域貢献活動を積極的に実施しており、学内資源と学外ニーズのマッチングをコーディネートする地域貢献センターを設置し、地域貢献に関する方針の策定及び企画を行っている。さらに、各学部・研究科の授業やゼミ活動、学生サークルやボランティア支援室が連携して地域貢献活動を行っている。</p>
---	---

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	データサイエンスの推進について	43
2	学際領域に関する取組みの推進について	44
3	先端医科学研究センター及び次世代臨床研究センターによるシームレスな研究の推進について	45
4	プラクティカル・イングリッシュを中心とした実践的な英語教育について	46
5	地域貢献活動の推進について	47

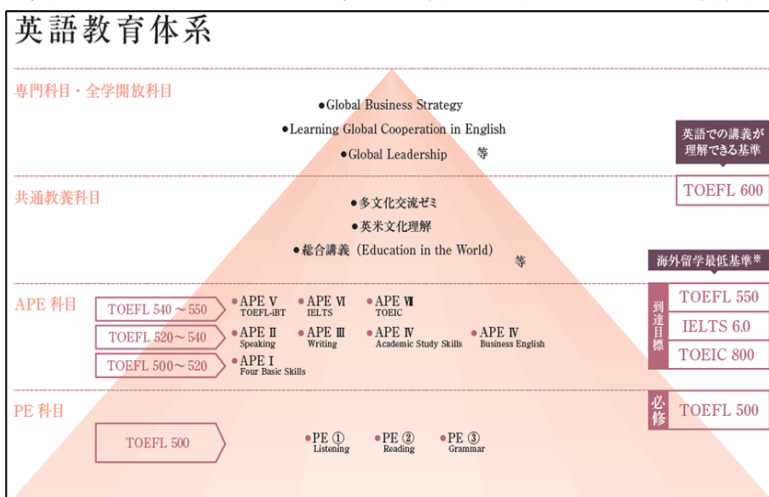
3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	データサイエンスの推進について															
取組の概要	<p>本学では新たな社会的価値を創造する人材の育成を目標に、データサイエンス学部及びデータサイエンス研究科を設置した。また、本学すべての学部生にデータサイエンス・リテラシーを身につけてもらうため、共通教養科目として授業を開講し、積極的な受講を推奨している。さらに、研究面では学内の様々な分野と共同研究を進めており、教育・研究の両面からデータサイエンスの推進を進めている。</p>															
取組の成果	<p>本学では平成 30 年度にデータサイエンス学部を、令和 2 年度にデータサイエンス研究科を設置した。データサイエンス学部及び研究科ではデータに基づいた問題解決の一連のプロセスを学修できる実践的な教育体系を展開し、新たな社会的価値を創造する人材の育成を目指している。特にデータサイエンス研究科ヘルスデータサイエンス専攻は、国内で初めてヘルス（予防・医療・介護）領域を専門としており、ヘルス領域の専門性をベースに、データサイエンスの知見を有し、データを解析して新たな価値を創造できる専門人材の育成を目標としている。</p> <div data-bbox="863 517 1489 891" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> </div> <p>社会において、データサイエンス・リテラシーの重要性がますます高まっていることから、本学ではデータサイエンス学部及び研究科を主軸に、すべての学部生に対しデータサイエンス教育を実施するため、共通教養科目の選択科目として「課題探求科目（データサイエンス・リテラシー）」を開講し、各学部において積極的な受講を推奨している。また、文部科学省公募事業の「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業」（「文理融合・実課題解決型データサイエンティスト育成」）に採択され、学内外の学生や社会人に対してデータサイエンス教育を提供している。本事業では令和元年、令和 2 年の 2 年間で 180 名が修了し、令和 3 年度の受講生募集においては、学内外から募集定員を超える応募があった。また、別途自治体から依頼があった際には集合研修を実施している。令和 2 年度に受審した文部科学省の中間評価においては、「A：これまでの取組を継続することによって計画どおり事業目的を達成することが可能と判断される」と評価された。</p> <table border="1" data-bbox="368 1301 1361 1417" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>修了者数</th> <th>通年文系向け</th> <th>通年理系向け</th> <th>短期自治体向け</th> <th>短期社会人向け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>5 名</td> <td>16 名</td> <td>78 名</td> <td>11 名</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>9 名</td> <td>32 名</td> <td>23 名</td> <td>6 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>本学は多くの自治体や民間企業とデータサイエンスにかかる産学官連携を進めており、令和 3 年 5 月時点で 16 件の連携協定を締結している。さらに、学内の他研究科との共同研究を進めるなど、学際的な研究に取り組んでいる。学生教育においては、データサイエンスに取り組む企業や官公庁に講演を依頼し、実社会での様々なデータ分析の活用事例について学内で学ぶ機会を提供しており、特にデータサイエンス学部の 1 年次生に聴講を強く推奨することで、データサイエンスが実社会でどのように役立つのかイメージをつかむ契機となっている。</p> <p>さらに、令和 2 年 4 月には、横浜市が掲げる「イノベーション都市・横浜」の実現を目指した本拠地で教育・研究を展開することでイノベーション人材の輩出や企業との新たなコラボレーションの創出を目指し、横浜市中心部のみならずみらい地区にサテライトキャンパスを開設した。</p>	修了者数	通年文系向け	通年理系向け	短期自治体向け	短期社会人向け	令和元年度	5 名	16 名	78 名	11 名	令和 2 年度	9 名	32 名	23 名	6 名
修了者数	通年文系向け	通年理系向け	短期自治体向け	短期社会人向け												
令和元年度	5 名	16 名	78 名	11 名												
令和 2 年度	9 名	32 名	23 名	6 名												
自己評価	<p>首都圏初のデータサイエンス学部及びデータサイエンス研究科を設置した大学として、学内外に積極的にデータサイエンスを推進するための施策を実施し、データサイエンス・リテラシーを持った人材を養成している。また、他の分野と共同研究を実施し、国内外の課題解決に向けた研究力の提供を進めている。</p>															
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ データサイエンス学部 ウェブサイト ・ データサイエンス研究科 ウェブサイト ・ 「文理融合・実課題解決型データサイエンティスト育成事業」 ウェブサイト ・ データサイエンス・リテラシー 電子シラバス データサイエンスセミナー 															

タイトル (No. 2)	学際領域に関する取組みの推進について								
取組の概要	<p>本学では複数分野の連携を進めるため、教育では「領域横断型プログラム」の提供や研究科間の科目提供を行い、教育及び研究の両方に係る取組みとして、国際総合科学群と医学群が連携して「医理連携」「医経連携」「医データサイエンス連携（以下、「医 DS 連携」とする。）」「医文連携」等を積極的に実施している。</p>								
取組の成果	<p>本学学則にて定める「幅広い教養と高い専門的能力の育成」という目的を達成するため、学際領域に関する取組みを推進し、教育及び研究の両面から連携を進めている。</p> <p>学部生の教育に特化した取組みとして、国際総合科学群では学部に「領域横断型プログラム」を設置している。「領域横断型プログラム」は6プログラムあり、各学部の専門分野における特長な科目群を設定し、その科目群で指定された科目を履修し、プログラムで定められた条件を満たすことによって、大学として修了証を発行している。「領域横断型プログラム」は履修ガイドに履修方法や各プログラムの特長等を記載し、学部生に対し、積極的に受講するよう周知している。</p> <p>教育及び研究に係る取組みとしては、国際総合科学群と医学群が連携し「医理連携」「医経連携」「医 DS 連携」「医文連携」等を実施している。</p> <table border="1" data-bbox="292 763 1398 1263"> <tr> <td data-bbox="292 763 448 913"> 医理連携 </td> <td data-bbox="448 763 1398 913"> 国際総合科学群理学系及び医学群の連携のため、「医理連携協議会」を定期的に開催し、連携の将来構想や教育及び研究について協議している。連携の具体的な取組みとして、医学群教員が担当する理学部専門科目の開講や双方向での研究室への学生受入を実施している。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="292 913 448 1032"> 医経連携 </td> <td data-bbox="448 913 1398 1032"> 文部科学省公募事業の「課題解決型高度医療人材養成プログラム」（都市型地域医療を先導する病院変革人材育成）に採択され、医学研究科、国際マネジメント研究科、附属病院附属市民総合医療センターの4拠点でプログラムを展開している。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="292 1032 448 1189"> 医 DS 連携 </td> <td data-bbox="448 1032 1398 1189"> 附属病院、附属市民総合医療センターと連携し、医療データベース（臨床データウェアハウス）の構築とその利活用を進めているほか、「令和2年度ウイルス等感染症対策技術開発事業」に採択され、本事業での研究成果を新たな生活様式・社会活動のあり方に関する提言やより正確な既感染率の推定などにつなげることを目標としている。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="292 1189 448 1263"> 医文連携 </td> <td data-bbox="448 1189 1398 1263"> 高齢者向け住宅の利活用、終末期医療等の共同研究を実施しているほか、生命科学や医学系の研究倫理委員会に倫理分野が専攻の教員が参加し、委員会を支援している。 </td> </tr> </table> <p>上記以外にも、学群間及び学群内で領域横断的な教育及び研究の体制構築を推進するため、両学群会議（学術院全体会）や学群における会議を開催しているほか、研究交流企画を実施しており、教員間の研究交流が行われている。</p> <p>また、学長のリーダーシップのもと、今後活躍が期待される若手研究者や飛躍が期待できる研究・研究領域への支援を目的とした学長裁量事業「学術的研究推進事業」において、令和2年度10月から主に若手研究者がオープンイノベーションを意識した学際的な研究のための新たな支援プログラムをスタートさせた。</p> <div data-bbox="738 1272 1398 1644" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>学際領域分野の推進</p> <p>医理連携 (生命医学研究科 学位プログラム, 医理連携協議会 (医学科・理学科の実習連携))</p> <p>医経連携 (国際マネジメント 研究科学位プログラム (SIMBA), 履修証明プログラム (課題解決型高度医療人材養成プログラム))</p> <p>医 DS 連携 (DS研究科HDS専攻 学位プログラム, 履修証明プログラム (文理融合・実課題解決型データサイエンス育成プログラム))</p> <p>医文連携 (研究プロジェクト (高齢者向け住宅の利活用、終末期医療等), 生命科学・医学系研究倫理委員会の支援)</p> </div>	医理連携	国際総合科学群理学系及び医学群の連携のため、「医理連携協議会」を定期的に開催し、連携の将来構想や教育及び研究について協議している。連携の具体的な取組みとして、医学群教員が担当する理学部専門科目の開講や双方向での研究室への学生受入を実施している。	医経連携	文部科学省公募事業の「課題解決型高度医療人材養成プログラム」（都市型地域医療を先導する病院変革人材育成）に採択され、医学研究科、国際マネジメント研究科、附属病院附属市民総合医療センターの4拠点でプログラムを展開している。	医 DS 連携	附属病院、附属市民総合医療センターと連携し、医療データベース（臨床データウェアハウス）の構築とその利活用を進めているほか、「令和2年度ウイルス等感染症対策技術開発事業」に採択され、本事業での研究成果を新たな生活様式・社会活動のあり方に関する提言やより正確な既感染率の推定などにつなげることを目標としている。	医文連携	高齢者向け住宅の利活用、終末期医療等の共同研究を実施しているほか、生命科学や医学系の研究倫理委員会に倫理分野が専攻の教員が参加し、委員会を支援している。
医理連携	国際総合科学群理学系及び医学群の連携のため、「医理連携協議会」を定期的に開催し、連携の将来構想や教育及び研究について協議している。連携の具体的な取組みとして、医学群教員が担当する理学部専門科目の開講や双方向での研究室への学生受入を実施している。								
医経連携	文部科学省公募事業の「課題解決型高度医療人材養成プログラム」（都市型地域医療を先導する病院変革人材育成）に採択され、医学研究科、国際マネジメント研究科、附属病院附属市民総合医療センターの4拠点でプログラムを展開している。								
医 DS 連携	附属病院、附属市民総合医療センターと連携し、医療データベース（臨床データウェアハウス）の構築とその利活用を進めているほか、「令和2年度ウイルス等感染症対策技術開発事業」に採択され、本事業での研究成果を新たな生活様式・社会活動のあり方に関する提言やより正確な既感染率の推定などにつなげることを目標としている。								
医文連携	高齢者向け住宅の利活用、終末期医療等の共同研究を実施しているほか、生命科学や医学系の研究倫理委員会に倫理分野が専攻の教員が参加し、委員会を支援している。								
自己評価	<p>複数の学部・研究科を抱える総合大学として、その利点を活かし、学際領域に関する教育及び研究に関しての取組みを進めることができている。超高齢化社会となりますますます医療分野が重要となる我が国において、特に医学群と他分野の連携の推進を進め、大学全体で医学分野に貢献できている。さらに、データサイエンス学部・研究科を設置したことで、今後は本学で推進するすべての分野との共同研究を推進していく。</p>								
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領域横断型プログラム ウェブサイト ・ 理数マスター育成プログラム参加学生の声 ・ 「課題解決型高度医療人材養成プログラム」 ウェブサイト ・ 新型コロナウイルス感染症 回復者専用抗体検査 PROJECT ウェブサイト 								

タイトル (No. 3)	先端医科学研究センター及び次世代臨床研究センターによるシームレスな研究の推進
取組の概要	<p>「先端医科学研究センター（以下「研究センター」という。）」では、「がん」「生活習慣病」などの疾患の克服を目指した基礎研究とその成果を、臨床に応用する橋渡し研究（トランスレーショナル・リサーチ）を推進している。また、本学附属病院には、附属2病院・医学部と横浜臨床研究ネットワーク参加医療機関における臨床研究の推進に向けた専門的支援を行う「次世代臨床研究センター（以下「Y-NEXT」という。）」を設置しており、基礎研究から橋渡し研究、臨床研究、そして臨床現場までがスムーズに展開できるシームレスな研究推進体制を構築している。</p>
取組の成果	<p>本学では、国民病といわれる生活習慣病、がんを初めとするさまざまな疾病の原因を解明し、新たな治療法や創薬に結びつく研究を行い、市民の健康維持と地域の医療水準の向上に資するために平成18年度に研究センターを設置し、基礎研究の成果を臨床に応用する「橋渡し研究（トランスレーショナル・リサーチ）」を推進している。研究センターの取組については法人の中期計画にも明記されており、その実績を評価する法人評価委員会においても、研究センターについて過去4年間で最高評価の「S」1回、A「3回」と高い評価を得ている。</p> <p>設置からこの間、文部科学省「先端融合領域イノベーション創出拠点形成プログラム」（平成20～29年度）では、リハビリテーション促進薬候補や卵巣明細胞がんのバイオマーカーの開発に成功し、実際の企業治験等につながるといった大きな成果を上げ、文部科学省の事後評価において最高評価となる「S」評価となったほか、AMED「再生医療実現拠点ネットワーク(拠点B)」では、ヒトiPS細胞からミニ肝臓の大量製造に成功するとともに、代謝性肝疾患への臨床研究を目指し、研究を加速させている。また、研究センターのこれまでの実績をさらに学内外の研究に活かしていくことをセンター内で検討した結果、平成30年度には、文部科学省の共同研究拠点事業へ申請し、研究センターが文部科学大臣から「マルチオミックスによる遺伝子発現制御の先端的医学共同研究拠点（共同利用・共同研究拠点）」として6年間の認定を受けた。これに伴い、研究センターの従来の4解析センター（プロテオーム・ゲノム・セローム・疾患モデル）に加えて「エピゲノム解析センター」を新たに設置し、本研究センターの先端的な設備や技術を他研究機関や企業に開くことで、我が国の医学研究の一層の発展に貢献している。このほか、同じく平成30年度に研究センターに「コミュニケーション・デザイン・センター」を開設し、「医療×コミュニケーション」という独自概念により、病、人ひいては社会を癒すという全く新しい分野の研究にも取り組んでいる。</p> <p>また、研究センターでは、プロテオーム医療創薬研究会やバイオインフォマティクス研究会・実習などを開催してきた。現在は、マルチオミックスによる遺伝子発現制御の先端的医学共同研究拠点が中心となりバイオインフォマティクス実習を開催しており、一貫してアカデミアだけでなく企業にも門戸を開き、知識や技術の共有とともに優れた研究人材の育成も図っている。</p> <p>Y-NEXTは、附属病院に平成27年度に設置し、最先端の治療をいち早く患者さんに届けることを目標に「臨床研究」を円滑に推進するための支援組織として、統計学専門家、データマネジャー、臨床研究コーディネーター等の専門家を多数配置している。Y-NEXTでは、臨床現場の医師を研究面からサポートする体制を構築しており、具体的には、国への承認申請や保険収載など出口を見据えた新しい治療法や診断法の開発研究の立案、その適正実施に向けたプロトコル作成支援や倫理審査に加え、臨床研究を志すすべての研究者に対する教育研修の機会を提供している。Y-NEXT及び附属病院では、こうした活動を今後より一層、発展させていくことにより、医療法における「臨床研究中核病院」の早期承認を目指している。</p>
自己評価	<p>本学では、先端医科学研究センターでの「橋渡し研究」の推進、さらには、その成果を臨床研究としてY-NEXTが支援するなど、基礎研究から臨床現場までのシームレスな研究推進体制が構築されている。その優れた研究成果は、既に横浜にとどまらず国内外に還元されており、地域及び国内の医学の発展に大きく貢献していると考えられる。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先端医科学研究センター ウェブサイト ・ 次世代臨床研究センター ウェブサイト ・ 先端融合領域イノベーション創出拠点形成プログラム事後評価 ウェブサイト

タイトル (No. 4)	プラクティカル・イングリッシュを中心とした実践的な英語教育について
取組の概要	<p>本学の教養教育では、国際水準の英語によるコミュニケーション能力を身に付けることを目的とし、プラクティカル・イングリッシュ（以下、「PE」という）を開講している。また、教養教育で身につけた英語力をさらに発展させるため、アドバンスト・プラクティカル・イングリッシュ（以下、「APE」という）や英語で実施する専門科目の開講、海外体験可能なプログラム開発・提供など、実践的な英語を学び、活用するためのカリキュラムを構築している。</p>
取組の成果	<p>本学の教養教育では、国際水準の英語によるコミュニケーション能力を身に付けることを目的とし、PEを全学部生必修科目として開講している。PEの目的である「リベラルアーツを学ぶために必要なレベルまで英語力を引き上げ、専門教育を英語で実施する地盤を作る」ため、PEの授業はすべて英語で行われ、授業において学生は英語を使うこと、英語で学ぶことを修得する。PEの授業カリキュラムの作成と運営、さまざまな学生のケアはPEセンターが行っており、すべての学生を対象とした個別カウンセリング、ライティングセンターによる支援、講師陣と気軽に英会話を楽しめるコミュニケーション・アワーなどのサービスを提供している。令和2年度はこれらのサービスについて自由参加型から予約制に変更し、一部オンラインで実施したところ、コミュニケーション・アワーの利用件数は598件、ライティングセンターの利用件数は113件であった。</p> <p>また、PEを取得した後、さらに英語力を発展させるために各分野の専門性に合わせたAPEを複数科目開講しているほか、各学部の専門科目において、英語で実施する科目を増やし、国際水準の英語で研究ができる人材の育成に取り組んでいる。医学部においても、令和2年度より医学科3年生の必修科目として「医学英語」を開講し、これまで医学科生が高学年で英語を学修する機会がなく、スキルを維持することが難しかった状況を改善した。</p> <p>上記のようなカリキュラムの整備だけではなく、学生が自主的に学修を進められるよう、ラウンジを設置し、授業外の時間に英語によるコミュニケーションができる場を提供している。また、学術情報センターとPEセンターで連携し、TOEIC、TOEFLの問題集や外国映画のDVDなど外国語を学修するための視聴覚教材と機器を提供するLLテープライブラリーを整備している。</p> <p>さらには、複数の学部と連携し2年次の第2クォーター期間に必修科目を配置しない等、学年暦の弾力化を図り留学しやすい環境を整えたほか、交換留学、海外フィールドワーク、インターンシップ、医学科海外臨床・研究実習等のプログラム拡充を進めている。令和2年度以降は海外渡航が難しい状況にあるものの、オンラインプログラムの開発を進めることで海外体験の機会の創出・維持に努めている。特に、令和2年度はアジア5大学の学生と共修するGCIの特講SUDP(Sustainable Urban Development Program)をオンライン開講し、コロナを踏まえた「環境」「まちづくり」「公衆衛生」といった分野横断的テーマのもと、協働作業用アプリを駆使する等オンラインでのインタラクティブな協働学修に対し、海外学生からも高い満足度を得た。また、国際都市横浜の立地を活かし、横浜で開催される国際会議「アフリカ開発会議(TICAD)」 「第50回アジア開発銀行年次総会」「アジアスマートシティ会議」等に学生が積極的に参画し、運営支援から研究発表等、横浜ならではの国際体験を積んでいる。</p>
自己評価	<p>学生が国際水準の英語能力を修得できるよう、教養教育及び専門教育において適切なカリキュラムを提供している。また、学生が自主的に英語学習を進められるよう、PEセンターを中心に学修機会や教材の提供を行っており、これらの取組みが学生の海外派遣や国際的視野の涵養につながっている。</p>
関連資料	<p>・PEセンター ウェブサイト ・LLテープライブラリー ウェブサイト ・国際化関連ウェブサイト</p>



タイトル (No. 5)	地域貢献活動の推進について
取組の概要	<p>本学では地域貢献センターを設置し、地域貢献に関する方針の策定及び市民向け公開講座（エクステンション講座）等の企画を行っている。また、共通教養のカリキュラムや学部・研究科の教育活動にも地域貢献を取り込み、学生の課外活動としてはボランティア支援室と学生団体が連携してプログラムの企画立案を行うなど、大学全体として地域貢献活動を推進している。</p>
取組の成果	<p>本学では、国際都市横浜と共に歩む大学として教育・研究・医療の拠点機能を担うことをその使命とし、地域が求める人材の育成、研究成果・知的資源の社会への還元等による地域貢献を積極的に進めている。また、学内資源と学外ニーズのマッチングをコーディネートするため、平成 21 年に「地域貢献センター」を設置、令和 2 年度からは地域貢献コーディネーターを配置し、地域貢献センターを中心に地域貢献事業を展開しており、本学の地域貢献にかかる活動範囲は教育、研究、医療等多岐にわたっている。過去には、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」の採択を受け（平成 25～29 年度）、総合評価では「総じて計画を上回って事業を実施した」と評価された。本事業で開始した取組みの一部（ボランティア支援室の取組み、「地域志向科目」の必修化等）を現在も継続して実施している。</p> <p>地域貢献センターでは、総合大学である利点を活かし、語学をはじめ、文学、経済、自然科学、医療などの教養講座、ビジネスなどの専門講座、小学生、中学生、高校生向けの講座など、横浜市民のニーズに応じた幅広い分野の市民向け公開講座（エクステンション講座）を、令和元年度は 138 講座、約 13,000 人を対象に実施、令和 2 年度は一部講座がコロナ禍で中止となったものの、129 講座企画のうち 48 講座、4,358 人を対象に実施し、社会人が体系的に学修できる機会を提供している。特に都市社会文化研究科のアドバンスト・エクステンション講座は、現代社会の問題を深く、専門的に学びたいと考える市民の方を対象として実施しており、大学院入学への橋渡しの役割も担っている。地域貢献センターで企画立案する講座以外にも、鶴見キャンパス、舞岡キャンパス（木原生物学研究所）、附属病院、附属市民総合医療センター、先端医科学研究センター、学術情報センター等の学内組織において、市民向け公開講座、施設一般公開、研究体験等、本学の研究成果・知的資源を体験する機会を提供している。</p> <p>加えて、教育を通じた地域貢献としては、地域課題や地域のことを学び、地域が直面する様々な課題を解決できる人材を育成するため、全学部生の必修科目として教養教育で「地域志向科目」を開講しており、さらに医学部では、専門科目においても「地域志向科目」を必修科目として開講している。学部・研究科においても積極的に地域貢献活動を行っており、一例としては「はまっこ郊外暮らし検討会（国際教養学部・都市社会文化研究科）」「よこはま経営塾（国際マネジメント研究科）」「いのちの授業（医学部看護学科）」等、様々な活動を実施している。</p> <p>学生のボランティア活動については、ボランティア支援室が中心となり、学生スタッフや行政等とともに独自プログラムを企画立案することでボランティア志向・意欲を高め、ボランティア登録者数及び派遣学生数の増加を図っている。学生のボランティア登録数及び派遣数は開室以来年々増加し、令和元年度には派遣数が 572 人に上った。令和 2 年度は地域貢献活動の機会が持てない中で、コロナ禍ならではの課題に目を向けた「病院ボランティアを考える会」の立ち上げや、経済的に困難な学生を支援する「食の支援活動」の実施、学生の地域貢献活動を側面的にサポートする「ボランティア・スタートアップ補助金」の施行等、新たな活動に取り組んだ。</p> <p>医療について、神奈川県を中心に、常勤・非常勤医師を多数派遣しているほか、看護師については、卒業生の横浜市内（本学附属病院 2 病院を含む）への就職率は 70%（令和元年度実績）に達している。</p> <p>本学の地域貢献活動は学外からも評価されており、令和元年度の地域貢献の取組みは法人評価委員会において S 評価を獲得したほか、民間企業が実施する大学の地域貢献度調査では、例年上位 20 位以内にランキングされている。</p>
自己評価	<p>本学の成果を地域に還元するため、地域貢献センターを中心に市民のニーズに応じており、その取組みが第三者からも評価されている。今後もより多くの市民に成果を還元し、地域課題を解決するため、取組みを推進していく。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域貢献センター ・ ボランティア支援室 ・ 公立大学法人横浜市立大学実績報告書及び各種データ ・ 大学 COC 事業 関連サイト ・ 鶴見キャンパス ・ 舞岡キャンパス（木原生物学研究所） ・ 附属病院 ・ 附属市民総合医療センター ・ 先端医科学研究センター ・ 学術情報センター

認証評価共通基礎データ

◆認証評価共通基礎データ様式についての注意事項

- ① 「認証評価共通基礎データ」は、原則として受審年度の5月1日現在のデータとします。
本様式は、2021年度申請用に作成していますので、2021年5月1日が作成基準日となります。
- ② 本様式は様式1（組織・設備等）、様式2（学生）に分かれています。
それぞれについて確認あるいは作成してください。
- ③ 一部のデータは表中に値があれば、エクセル上で自動計算されます。
- ④ 各表において、該当がない場合は「-」（ハイフン）としてください。
- ⑤ 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- ⑥ 各表に該当しない欄や該当しない表がある場合でも、削除せず、全体に斜線を引くか、各セルに「-」（ハイフン）を記入するなどしてうめてください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(2021年5月1日現在)

事項		記 入		備 考	
大学の名称		横浜市立大学			
学校本部の所在地		神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号			
教育研究組織	学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地	備 考
		国際教養学部 国際教養学科	2019年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)	
		国際商学部 国際商学科	2019年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)	
		理学部 理学科	2019年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)	
		データサイエンス学部 データサイエンス学科	2018年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)	
		医学部 医学科	1952年4月1日	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地(福浦キャンパス)	
	医学部 看護学科	2005年4月1日	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地(福浦キャンパス)		
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地	備 考
		都市社会文化研究科 都市社会文化専攻(博士前期課程)	2009年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)	
		都市社会文化研究科 都市社会文化専攻(博士後期課程)	2009年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)	
		国際マネジメント研究科 国際マネジメント専攻 (博士前期課程)	2009年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)	
		国際マネジメント研究科 国際マネジメント専攻 (博士後期課程)	2009年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)	
		生命ナノシステム科学研究科 物質システム科学専攻 (博士前期課程)	2013年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)	
		生命ナノシステム科学研究科 物質システム科学専攻 (博士後期課程)	2013年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)	
		生命ナノシステム科学研究科 物質システム科学専攻 (博士前期課程)	2013年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)	
		生命ナノシステム科学研究科 生命環境システム科学専攻 (博士前期課程)	2013年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)	
		生命ナノシステム科学研究科 生命環境システム科学専攻 (博士後期課程)	2013年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)	
		生命医科学研究科 生命医科学専攻(博士前期課程)	2013年4月1日	神奈川県横浜市鶴見区末広町1丁目7番29号(鶴見キャンパス)	
		生命医科学研究科 生命医科学専攻(博士後期課程)	2013年4月1日	神奈川県横浜市鶴見区末広町1丁目7番29号(鶴見キャンパス)	
		データサイエンス研究科 データサイエンス専攻 (博士前期課程)	2020年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)	
データサイエンス研究科 データサイエンス専攻 (博士後期課程)		2020年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)		
データサイエンス研究科 ヘルスデータサイエンス専攻 (博士前期課程)	2020年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)			
医学研究科 医科学専攻(修士課程)	1998年4月1日	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地(福浦キャンパス)			
医学研究科 医科学専攻(博士課程)	2010年4月1日	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地(福浦キャンパス)			
医学研究科 看護学専攻(博士前期課程)	2010年4月1日	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地(福浦キャンパス)			
医学研究科 看護学専攻(博士後期課程)	2018年4月1日	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地(福浦キャンパス)			
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地	備 考	
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地	備 考	
	ブラクティカル・イングリッシュ・センター	2007年4月1日	神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号(金沢八景キャンパス)		
	横浜市立大学附属病院	1991年7月1日	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地		
	横浜市立大学附属市民総合医療センター	1954年4月1日	神奈川県横浜市南区浦舟町4丁目57番地		
	木原生物学研究所	1984年4月1日	神奈川県横浜市戸塚区舞岡町641番12号		
	先端医科学研究センター	2006年10月10日	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地		
学生募集停止中の学部・研究科等		国際総合科学部国際総合科学科(2018年度学生募集停止、在学生数936人)			

	学部・学科等の名称	専任教員等							非常勤 教員	専任教員一人 あたりの在籍 学生数	備 考		
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手	
学士課程	国際教養学部 国際教養学科	25人	19人	1人	0人	45人	17人	9人	0人	176人	19.69人	各学部の非常勤教員数には、全学部対象の教養科目における非常勤教員を含む。 国際総合科学部について、国際教養学部、国際商学部、理学部及びデータサイエンス学部の専任教員が兼務している。	
	国際商学部 国際商学科	15人	13人	1人	0人	29人	17人	9人	0人	143人	28.38人		
	理学部 理学科	29人	21人	0人	15人	65人	17人	9人	0人	68人	5.969人		
	データサイエンス学部 データサイエンス学科	10人	5人	0人	0人	15人	14人	7人	0人	61人	16.87人		
	医学部 医学科	46人	34人	42人	86人	208人	140人	30人	4人	492人	2,635人		
	医学部 看護学科	8人	8人	7人	13人	36人	12人	6人	0人	16人	11.61人		
	国際総合科学部	1人	1人	0人	0人	2人	—人	—人	0人	139人	—人		
	その他の組織等 (プラクティカル・イングリッシュ・センター)	1人	0人	16人	0人	17人	—人	—人	0人	4人	—人		
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	41人	21人	—	—	—			
計	135人	101人	67人	114人	417人	258人	91人	4人	1099人	人			
教員組織 大学院課程	研究指導教員及び研究指導補助教員										助手	非常勤 教員	備 考
	研究科・専攻等の名称	研究指導 教員	うち 教授数	研究指導 補助教員	計	研究指導 教員 基準数	うち 教授数	研究指導 補助教員 基準数	基準数計				
	都市社会文化研究科 都市社会文化専攻(博士前期課程)	37人	22人	0人	37人	2人	1人	3人	5人	0人	16人		
	都市社会文化研究科 都市社会文化専攻(博士後期課程)	26人	19人	9人	35人	2人	1人	3人	5人	0人	4人		
	国際マネジメント研究科 国際マネジメント専攻 (博士前期課程)	26人	15人	0人	26人	5人	3人	4人	9人	0人	17人		
	国際マネジメント研究科 国際マネジメント専攻 (博士後期課程)	17人	15人	2人	19人	5人	3人	4人	9人	0人	4人		
	生命ナノシステム科学研究科 物質システム科学専攻 (博士前期課程)	17人	8人	1人	18人	4人	3人	3人	7人	0人	13人		
	生命ナノシステム科学研究科 物質システム科学専攻 (博士後期課程)	10人	8人	1人	11人	4人	3人	3人	7人	0人	7人		
	生命ナノシステム科学研究科 生命環境システム科学専攻 (博士前期課程)	17人	11人	3人	20人	4人	3人	3人	7人	0人	19人		
	生命ナノシステム科学研究科 生命環境システム科学専攻 (博士後期課程)	14人	11人	2人	16人	4人	3人	3人	7人	0人	15人		
	生命医科学研究科 生命医科学専攻(博士前期課程)	18人	12人	5人	23人	4人	3人	3人	7人	0人	22人		
	生命医科学研究科 生命医科学専攻(博士後期課程)	18人	12人	5人	23人	4人	3人	3人	7人	0人	22人		
	データサイエンス研究科 データサイエンス専攻 (博士前期課程)	17人	11人	3人	20人	4人	3人	3人	7人	0人	4人		
	データサイエンス研究科 データサイエンス専攻 (博士後期課程)	13人	10人	1人	14人	4人	3人	3人	7人	0人	0人		
	データサイエンス研究科 ヘルスデータサイエンス専攻 (博士前期課程)	9人	4人	11人	20人	4人	3人	3人	7人	0人	3人		
	医学研究科 医科学専攻(修士課程)	31人	31人	161人	192人	6人	4人	6人	12人	0人	105人	非常勤教員については、 医科学専攻修士課程・博士課程全体で105名	
	医学研究科 医科学専攻(博士課程)	45人	45人	300人	345人	30人	20人	30人	60人	0人	105人		
	医学研究科 看護学専攻(博士前期課程)	8人	8人	19人	27人	6人	4人	6人	12人	0人	79人		
	医学研究科 看護学専攻(博士後期課程)	7人	7人	8人	15人	6人	4人	6人	12人	0人	1人		
	計	330人	249人	531人	861人	98人	65人	89人	187人	0人	436人		
専門職学位課程	専任教員										助手	非常勤 教員	備 考
	研究科・専攻等の名称	専任 教員	うち 教授数	うち実務家 専任教員数	うちみなし 専任教員数	基準数	うち 教授数	うち実務家 教員数	うちみなし 教員数				
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	専門職学位課程は 設置していない
施設・ 設備等	区 分	基準面積		専用	共用	共用する他の学校等の専用		計	備 考				
	校舎敷地面積	—		129,672 m ²	0 m ²	0 m ²		129,672 m ²					
	運動場用地	—		48,367	0	0		48,367					
	校地面積計	37,800 m ²		178,039	0	0		178,039					
	その他	—		74,029	0	0		74,029					

施設・設備等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
		40,515 m ²	102,326 m ²	0 m ²	0 m ²	102,326 m ²
校舎等	校舎面積計					
	学部・研究科等の名称	室数				
	金沢八景キャンパス(他キャンパスに記載する以外の学部・研究科)	169 室				
	福浦キャンパス(医学部・医学研究科)	158 室				
	鶴見キャンパス(生命医科学研究科)	73 室				
教室等施設	舞岡キャンパス(木原生物学研究所・生命ナノシステム科学研究科)	4 室				
	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設
	金沢八景キャンパス教室等施設	41 室	92 室	123 室	11 室	3 室
	福浦キャンパス教室等施設	15 室	16 室	16 室	1 室	1 室
	鶴見キャンパス教室等施設	2 室	4 室	1 室	1 室	0 室
【参考】舞岡キャンパス(木原生物学研究所)教室等施設	0 室	2 室	6 室	1 室	0 室	
【参考】みなとみらいサテライトキャンパス教室等施設	2 室	3 室	0 室	0 室	0 室	
図書館・図書資料等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数			
	学術情報センター(金沢八景キャンパス)	11,190 m ²	446 席			
	医学情報センター(福浦キャンパス)	3,330	239 席			
	鶴見キャンパス図書室	200	80 席			
	舞岡キャンパス図書室(木原生物学研究所)	437	30 席			
	附属市民総合医療センター図書室	98	16 席			
	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕		
	学術情報センター(金沢八景キャンパス)	697931 [142,613] 冊	14224 [2,529] 種	21,700 [20,221] 種		
	医学情報センター(福浦キャンパス)	156982 [70,252]	7472 [2,981]			
	鶴見キャンパス図書室	10078 [4,711]	232 [180]			
舞岡キャンパス図書室(木原生物学研究所)	12306 [6,499]	336 [225]				
附属市民総合医療センター図書室	4025 [367]	1004 [234]				
計	881,322 [224,442]	23268 [6,149]	21,700 [20,221]			
体育館	面積					
	金沢八景キャンパス	9,221.63 m ²				
	福浦キャンパス	1,379.71 m ²				

舞岡キャンパス(木原生物学研究所)は研究所であり、校地及び校舎面積に算入しないため、参考情報とする

電子ジャーナルは、拠点ごとの種数が特定不能なため、大学全体の種数を記載

- [注] 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください(通信教育課程を含む)。
2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等(〇〇)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数(及び「教授数」)」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「一」としてください。
5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
7 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員(兼任)は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
8 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二(備考に規定する事項を含む。)
・大学通信教育設置基準第9条別表第一(備考に規定する事項を含む。)
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年文部省告示第175号)別表第一、別表第二及び別表第三(備考に規定する事項を含む。)
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)第1条及び第2条
9 「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員(実務家専任教員)、及び1年につき6単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員以外の者(みなし専任教員)の教員数を記入してください。
10 「学士課程」のうち、薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家教員数を「備考欄」に記入してください。実務家教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家教員の数に()で添えて記入してください。
なお、ここにいう「実務家教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部に係る専任教員について定める件」(平成16年文部科学省告示第175号)第1項及び同第2項に定める教員を指します。
11 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
12 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
13 寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設(大学設置基準第39条第1項を参照)用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
14 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票(様式第20号)における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
15 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
16 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。)または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設的面積としてください。
17 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(2021年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	入学定員に対する平均比率	備考
国際教養学部	国際教養学科	志願者数			1360	982	1,039	109%	2019年度開設 完成年度:2022年度
		合格者数			353	334	343		
		入学者数			308	288	288		
		入学定員			270	270	270		
		入学定員充足率			114%	107%	107%		
		在籍学生数			308	594	886		
		収容定員			1,080	1,080	1,080		
		収容定員充足率			29%	55%	82%		
国際商学部	国際商学科	志願者数			971	844	909	106%	2019年度開設 完成年度:2022年度
		合格者数			329	325	335		
		入学者数			281	270	273		
		入学定員			260	260	260		
		入学定員充足率			108%	104%	105%		
		在籍学生数			281	553	823		
		収容定員			1,040	1,040	1,040		
		収容定員充足率			27%	53%	79%		
理学部	理学科	志願者数			467	426	296	110%	2019年度開設 完成年度:2022年度
		合格者数			160	144	144		
		入学者数			143	129	123		
		入学定員			120	120	120		
		入学定員充足率			119%	108%	103%		
		在籍学生数			143	267	388		
		収容定員			480	480	480		
		収容定員充足率			30%	56%	81%		
データサイエンス部	データサイエンス学科	志願者数		426	249	301	395	106%	2018年度開設 完成年度:2021年度
		合格者数		70	78	78	76		
		入学者数		65	64	63	63		
		入学定員		60	60	60	60		
		入学定員充足率		108%	107%	105%	105%		
		在籍学生数		65	129	191	253		
		収容定員		240	240	240	240		
		収容定員充足率		27%	54%	80%	105%		
医学部	医学科	志願者数	332	310	372	292	334	100%	
		合格者数	93	97	97	100	98		
		入学者数	90	90	90	90	90		
		入学定員	90	90	90	90	90		
		入学定員充足率	100%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数	553	559	563	555	548		
		収容定員	540	540	540	540	540		
		収容定員充足率	102%	104%	104%	103%	101%		
	看護学科	志願者数	190	221	195	155	185	103%	
		合格者数	116	121	111	118	117		
		入学者数	101	100	104	102	106		
		入学定員	100	100	100	100	100		
		入学定員充足率	101%	100%	104%	102%	106%		
		在籍学生数	407	408	411	410	418		
		収容定員	400	400	400	400	400		
		収容定員充足率	102%	102%	103%	103%	105%		
国際総合科学部	国際総合科学学科	志願者数	2,816	2,705				114%	2018年度募集停止
		合格者数	895	856					
		入学者数	758	722					
		入学定員	650	650					
		入学定員充足率	117%	111%					
		在籍学生数	3,202	3,197	2,444	1,701	936		
		収容定員	2,600	2,600					
		収容定員充足率	123%	123%					
学部合計		志願者数	3,338	3,662	3,614	3,000	3,158	108%	
		合格者数	1,104	1,144	1,128	1,099	1,113		
		入学者数	949	977	990	942	943		
		入学定員	840	900	900	900	900		
		入学定員充足率	113%	109%	110%	105%	105%		
		在籍学生数	4,162	4,229	4,279	4,271	4,252		
		収容定員	3,540	3,780	3,780	3,780	3,780		
		収容定員充足率	118%	112%	113%	113%	112%		

研究科名	専攻名	項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	入学定員に対する平均比率	備考
都市社会文化研究科	都市社会文化前期課程専攻	志願者数	35	28	19	30	39	78%	
		合格者数	21	18	12	13	24		
		入学者数	18	17	10	12	21		
		入学定員	20	20	20	20	20		
		入学定員充足率	90%	85%	50%	60%	105%		
		在籍学生数	39	39	31	25	36		
		収容定員	40	40	40	40	40		
	収容定員充足率	98%	98%	78%	63%	90%			
	都市社会文化後期課程専攻	志願者数	6	3	3	5	6	100%	
		合格者数	4	2	1	3	5		
		入学者数	4	2	1	3	5		
		入学定員	3	3	3	3	3		
		入学定員充足率	133%	67%	33%	100%	167%		
		在籍学生数	22	22	19	18	16		
収容定員		9	9	9	9	9			
収容定員充足率	244%	244%	211%	200%	178%				

研究科名	専攻名	項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	入学定員に対する平均比率	備考
国際マネジメント研究科	博士前期課程 国際マネジメント	志願者数	53	79	75	112	98	108%	
		合格者数	32	24	24	23	29		
		入学者数	22	21	21	20	24		
		入学定員	20	20	20	20	20		
		入学定員充足率	110%	105%	105%	100%	120%		
		在籍学生数	45	47	39	38	44		
		収容定員	40	40	40	40	40		
	収容定員充足率	113%	118%	98%	95%	110%			
	博士後期課程 国際マネジメント	志願者数	1	3	4	4	1	53%	
		合格者数	1	1	4	3	0		
		入学者数	1	1	3	3	0		
		入学定員	3	3	3	3	3		
		入学定員充足率	33%	33%	100%	100%	0%		
		在籍学生数	7	4	7	9	6		
収容定員		9	9	9	9	9			
収容定員充足率	78%	44%	78%	100%	67%				
生命ナノシステム科学研究科	博士前期課程 物質システム	志願者数	48	31	42	32	32	97%	
		合格者数	36	28	36	29	27		
		入学者数	34	24	34	28	26		
		入学定員	30	30	30	30	30		
		入学定員充足率	113%	80%	113%	93%	87%		
		在籍学生数	58	58	57	62	55		
		収容定員	60	60	60	60	60		
	収容定員充足率	97%	97%	95%	103%	92%			
	博士後期課程 物質システム	志願者数	6	1	1	2	2	48%	
		合格者数	6	1	1	2	2		
		入学者数	6	1	1	2	2		
		入学定員	5	5	5	5	5		
		入学定員充足率	120%	20%	20%	40%	40%		
		在籍学生数	8	9	9	9	8		
収容定員		15	15	15	15	15			
収容定員充足率	53%	60%	60%	60%	53%				
博士前期課程 システム生命環境	志願者数	45	40	36	31	28	94%		
	合格者数	38	36	31	25	24			
	入学者数	29	36	29	23	24			
	入学定員	30	30	30	30	30			
	入学定員充足率	97%	120%	97%	77%	80%			
	在籍学生数	57	67	66	55	49			
	収容定員	60	60	60	60	60			
収容定員充足率	95%	112%	110%	92%	82%				
博士後期課程 システム生命環境	志願者数	5	1	3	0	1	36%		
	合格者数	5	1	3	0	0			
	入学者数	5	1	3	0	0			
	入学定員	5	5	5	5	5			
	入学定員充足率	100%	20%	60%	0%	0%			
	在籍学生数	15	13	14	7	6			
	収容定員	15	15	15	15	15			
収容定員充足率	100%	87%	93%	47%	40%				
生命医科学研究科	博士前期課程 生命医科学専攻	志願者数	56	50	60	67	45	103%	
		合格者数	51	44	54	51	42		
		入学者数	42	34	44	47	39		
		入学定員	40	40	40	40	40		
		入学定員充足率	105%	85%	110%	118%	98%		
		在籍学生数	89	77	79	92	87		
		収容定員	80	80	80	80	80		
	収容定員充足率	111%	96%	99%	115%	109%			
	博士後期課程 生命医科学専攻	志願者数	9	4	4	8	9	62%	
		合格者数	8	4	4	8	9		
		入学者数	7	4	4	7	9		
		入学定員	10	10	10	10	10		
		入学定員充足率	70%	40%	40%	70%	90%		
		在籍学生数	26	21	15	19	24		
収容定員		30	30	30	30	30			
収容定員充足率	87%	70%	50%	63%	80%				
データサイエンス研究科	博士前期課程 データサイエンス	志願者数				37	48	115%	2020年度開設 完成年度:2021年度
		合格者数				26	25		
		入学者数				25	21		
		入学定員				20	20		
		入学定員充足率				125%	105%		
		在籍学生数				25	46		
		収容定員				40	40		
	収容定員充足率				63%	115%			
	博士後期課程 データサイエンス	志願者数				6	3	100%	
		合格者数				3	3		
		入学者数				3	3		
		入学定員				3	3		
		入学定員充足率				100%	100%		
		在籍学生数				3	6		
収容定員					9	9			
収容定員充足率				33%	67%				
サイエンスデータ 博士前期課程	志願者数				27	30	117%	2020年度開設 完成年度:2021年度	
	合格者数				14	14			
	入学者数				14	14			
	入学定員				12	12			
	入学定員充足率				117%	117%			
	在籍学生数				14	28			
	収容定員				24	24			
収容定員充足率				58%	117%				

研究科名	専攻名	項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	入学定員に対する平均比率	備考
医学研究科	医科学専攻 修士課程	志願者数	32	27	35	31	24		
		合格者数	29	25	27	29	21		
		入学者数	21	21	16	20	17		
		入学定員	20	20	20	20	20	95%	
		入学定員充足率	105%	105%	80%	100%	85%		
		在籍学生数	44	44	39	39	38		
		収容定員	40	40	40	40	40		
	収容定員充足率	110%	110%	98%	98%	95%			
	医科学専攻 博士課程	志願者数	92	80	70	83	84		
		合格者数	75	80	69	83	83		
		入学者数	74	78	66	80	78		
		入学定員	80	80	80	80	80	94%	
		入学定員充足率	93%	98%	83%	100%	98%		
		在籍学生数	357	365	371	386	391		
		収容定員	320	320	320	320	320		
	収容定員充足率	112%	114%	116%	121%	122%			
	看護学専攻 博士前期課程	志願者数	32	37	27	24	27		
		合格者数	24	24	23	22	22		
		入学者数	23	22	22	21	21		
		入学定員	20	20	20	25	25	101%	
		入学定員充足率	115%	110%	110%	84%	84%		
		在籍学生数	45	54	51	49	44		
		収容定員	40	40	40	50	50		
	収容定員充足率	113%	135%	128%	98%	88%			
	看護学専攻 博士後期課程	志願者数		5	7	8	3		
		合格者数		5	7	7	3		
		入学者数		5	7	7	3		
		入学定員		6	6	6	6	92%	
入学定員充足率			83%	117%	117%	50%			
在籍学生数			5	11	18	20			
収容定員			18	18	18	18			
収容定員充足率		28%	61%	100%	111%				
研究科合計	志願者数	420	389	386	507	480			
	合格者数	330	293	296	341	333			
	入学者数	286	267	261	315	307			
	入学定員	286	292	292	332	332	94%		
	入学定員充足率	100%	91%	89%	95%	92%			
	在籍学生数	814※	825	808	868	904			
	収容定員	758	776	776	859	859			
	収容定員充足率	107%	106%	104%	101%	105%			

※2017年度の在籍学生数について、生命ナノシステム科学研究科ナノシステム科学専攻博士後期課程1名、生命ナノシステム科学研究科ゲノムシステム科学専攻博士後期課程1名を参入し、814名とする。

<編入学>

学部名	学科名	項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	備考
		入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
		入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
学部合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合とってください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(編入学)の表ではない方の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。